

平成28年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第2号

---

平成28年3月2日(水曜日)午前10時00分 開 議

---

出席議員

1番	櫻井繁行君	9番	小松崎誠君
2番	宮嶋謙君	10番	加固豊治君
3番	設楽健夫君	11番	佐藤文雄君
4番	来栖丈治君	12番	中根光男君
5番	川村成二君	13番	鈴木良道君
6番	岡崎勉君	14番	小座野定信君
7番	田谷文子君	15番	矢口龍人君
8番	古橋智樹君	16番	藤井裕一君

---

欠席議員 なし

---

出席説明者

市長	坪井透君	土木部長	渡辺泰二君
教育長	大山隆雄君	会計管理者	君山悟君
市長公室長	木村義雄君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小松塚隆雄君	教育部長	飯田泰寛君
市民部長	板垣英明君	上下水道部長	田崎清君
保健福祉部長	金田克彦君	農業委員会事務局長	高田忠君
環境経済部長	根本一良君	監査委員事務局長	槌田浩幸君

---

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	櫻井清
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	小池陽子
〃	係長	齋藤邦彦

---

議事日程第2号

日程第1 一般質問

- (1) 古橋智樹 議員
- (2) 中根光男 議員
- (3) 佐藤文雄 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 古橋智樹 議員
- (2) 中根光男 議員
- (3) 佐藤文雄 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(1)	古橋智樹	1. 中学校制服ジャージ千代田地区新デザインは児童生徒の総選挙で
		2. 国道6号の騒音振動公害と渋滞による経済損失～続編
		3. 給食の産地表記の現況～消費者行政の責任とTPP米トレ法令等遵守
		4. 利用が未だ決まらない歩崎観光交流センターに活路はあるのか
		5. 坪井市長2期目2年の政治姿勢～未来に夢と責任を持った決められる政治を
(2)	中根光男	1. 不登校児童の状況と適応教育について
		2. 子供を守る防犯対策について
		3. 男女共同参画第4次基本計画について
		4. 動物愛護のPR強化について
		5. 子供の貧困対策と計画策定について
		6. 観光の振興推進について
(3)	佐藤文雄	1. 入札制度の改善について
		2. 広域ごみ処理施設建設問題について
		3. 国民健康保険について
		4. 総合的な子育て支援について
		5. 下土田の残土問題について
		6. 上下水道事業について

開 議 午前10時00分

○議長（藤井裕一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付いたしましたとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。

会議において、傍聴人は議事についての可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いをいたします。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は通告に基づき、市の一般事務についてただす場であります。したがって、通告外の質問及び指定以外についての質問は認められませんのでご注意願います。また、各種法令を遵守した上で発言していただくことを求めます。

執行部に申し上げます。

能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁を心がけるようお願いをいたします。

---

## 発言訂正について

### ○議長（藤井裕一君）

一般質問に入る前に、市長から発言訂正の申し出がありましたので、発言を許します。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

### ○市長（坪井 透君）

昨日3月1日に上程をさせていただきました議案における提案説明の中で5カ所ほど誤りがありましたので、おわびを申し上げますとともに訂正をさせていただきます。

初めに、議案第7号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明の中で「平成27年度及び平成27年度以降の期末手当」と申し上げましたが、「平成27年度及び平成28年度以降の期末手当」に訂正をさせていただきます。

次に、議案第19号 かすみがうら市行政不服審査会条例の制定についてのご説明の中で「行政不服審査会の改正に伴い」と申し上げましたが、「行政不服審査法の改正に伴い」に訂正をさせていただきます。

次に、議案第22号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）におけます繰越明許費の説明の中で、「平成28年度第4回の定例会においてご承認をいただいております」と申し上げましたが、「平成27年度第4回定例会においてご承認をいただいております」に訂正をさせていただきます。

次に、議案第28号 平成28年度かすみがうら市一般会計予算についての説明における歳入の中で、12款分担金及び負担金の増額率を「1.4%」と申し上げましたが、「4.1%」に訂正をさせていただきます。

次に、議案第29号 平成28年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算についての説明の中で、予算の総額を「56億690万円」と申し上げましたが、「56億630万円」に訂正をさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

### ○議長（藤井裕一君）

以上で、市長からの発言訂正を終了いたします。

---

## 日程第 1 一般質問

### ○議長（藤井裕一君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

8番 古橋智樹君。

[8番 古橋智樹君登壇]

○8番（古橋智樹君）

おはようございます。

平成28年第1回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、第1点目の「中学校制服ジャージ千代田地区新デザインは児童生徒の総選挙で」について伺います。

霞ヶ浦地区は、統合に合わせてデザインを決定しました。子どもの数が減るという現実には千代田地区の統廃合理化計画を決められない責任の現状であります。これらのことから、市民の醸成を改める提案として、千代田地区中学校制服・ジャージ新デザイン児童生徒総選挙で図ることを進言します。

ついては、千代田地区は、千代田中、下稲吉中の将来的な適正規模を踏まえ、デザインは統一でも別々であっても、現役生徒に限らず、後に進学する小学校児童、保育所、幼稚園から18歳未満等の卒業生まで、選挙年齢の法改正の啓発活動に伴い、デザインを模擬選挙で選ばせることもあわせて申し上げます。

さらに、地方創生において、本市提案の事業化できなかつた子どもたちの希望を果たすためにも、トータルなまちづくり意識でこれらに取り組むべきであろうという願意を含め、既存デザインの経過年数と現状の評判とともに、市長の取り組み価値のご見解を伺います。

次いで、第2点目の「国道6号の騒音振動公害と渋滞による経済損失～続編」について伺います。

1項目め、騒音については、土田地区で要請値70デシベルからマイナス3デシベルであったとの答弁でしたが、土浦市との行政界の中貫隣地では、要請値70デシベルを超えていたということです。この一昨年からの市町村権限移譲による矛盾を国・県はどのように市民に説明できるのか伺います。

2項目め、魅力度最下位の根源である国道1桁号線の慢性渋滞による経済損失を、国・県はどのように解消を、いつ計画しているのか伺います。

3項目め、振動調査が同様に権限移譲されたが、騒音調査等との連携がとれていないように見受けるが、法令等でどのように規定されているのか。事務吏員の裁量ならば、受託業者の慣例意向ではなく、市民の意向ではないのか伺います。また、国道6号近隣の振動調査測定の実況について伺います。

4項目め、国の防災用ITSスポットの設置は、設置したボックスがポールの太さの2倍の形状ともなり、警察のボックスに比べ、全く配慮がない設計であり、交通の視野やほか看板視界を遮り、その設計を認め設置した国は、それらは是正する動きもない交通安全の意識や弱者配慮が完全に欠けたそれら姿勢が、当市内などの国道6号線の扱いに加えて、国の経済損失の垂れ流し公害そのものであります。かすみがうら市として、これらを国に再認識させることについて伺います。

次いで、第3点目、「給食の産地表記の現況～消費者行政の責任とT P P対策米トレ法令等遵守について」伺います。

東日本大震災の残留放射線の問題以降、当市内学校、保育所等での給食は、混乱の中、産地等表記の扱いがおざなりとなったままであります。今般のT P Pの食の安全対策や農水省が徹底している米トレーサビリティ法のコンプライアンスを履行するためには、今、消費者行政としての責任や防災意識を再構築する時期として、未来を担う少数精鋭の子どもたちに、もっと責任を持った行政であるべきであろうと考えます。給食等の都道府県未満の市町村地区産地、外産の配合率、放射線等確認の取り組みや情報公開について、今後もなおざりとなるのか現況とともに伺います。

次いで、第4点目、「利用がまだ決まらない歩崎観光交流センターに活路はあるのか」について伺います。

1億5000万円の建設費で前市長から引き継ぎ、当センター設置1年も利用者公募にまだ活路なく、デッドストックとなっています。市長は、この状況でもこの施設に親心を持って施設の活用を見出さなければならない責務があります。現在の取り組み状況を伺います。

最後に、第5点目、「坪井市長2期目2年の政治姿勢～未来に夢と責任を持った決められる政治を」について伺います。

これまで2期目2年の実績自負、そして、これまでの答弁姿勢の「検討するというのを考えたいというふうに思う」などの市民の夢や希望を持っていただくには、決断としては、この遠い言い回しが、かすみがうら市の将来と市民に対する思いが欠如すると懸念されます。

今後の残り任期2年の市長ご自身のアイデア実現、議会や役所内ボトムアップ、各界や市民意見提案の対処などの未来に夢と責任を持った決められる政治姿勢について、市長の考えを伺います。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

古橋議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目の中学校制服等のデザインについては、教育長からの答弁とさせていただきます。

次に、2点目、国道6号の騒音振動公害と渋滞による経済損失について、総括としてお答えをいたします。

古橋議員の国道6号におけます渋滞緩和対策など、かすみがうら市の発展に寄せる思い、情熱や緊張感、あるいは内的なエネルギーといったものを強く感じる質問を賜りました。私も行政に携わる者として、議員同様、長期的な視点に立ち、さまざまな角度から国道6号バイパスの開通、早期の着工を目指して努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りたいと思います。

次に、1番、騒音については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

次の2番、慢性渋滞による経済損失の解消についてお答えをいたします。

慢性的な交通渋滞によりまして、経済的な損失とあわせまして、迂回や渋滞による生活環境への影響等も危惧されているところでもあります。このことから、国の直轄事業として、平成9年に土浦市中貫から石岡市東大橋までの15.7キロメートルが都市計画決定をされまして、現在、市川地内から東大橋までの5.8キロメートルについて、県の負担を受けた工事に着手をしているところあります。

本市での渋滞を解消するためには、認可計画のとおり清水から上土田までのバイパス化の事業決定が肝要と考えておりまして、昨年末には、新たに県下18自治体によります設立をした「茨城県国道6号整備促進協議会」において、茨城県知事への要望を初め、国交大臣、さらには関東地方整備局長へ要望活動を実施をしましてまいりました。

国交大臣のほうからは、千代田・石岡バイパスについての言及がございまして、地元のご協力をいただければというふうに思っており、全体的にしっかりと整備を進めたいと考えているとの回答がございました。また、関東地方整備局長からは、国道6号は全体の4分の3が1車線でありまして、機能アップが大事であるとの認識が示されたところでもあります。

なお、先月の16日に、本市単独で水戸市にあります常陸河川工事事務所へ要望を行ったところでございます。今後とも、要望活動を継続的に実施をしましてまいりたいと思います。

次に、3番、振動については環境経済部長から、4番、防災用ITSスポットについては総務部長から、3点目、給食の産地表記については保健福祉部長及び教育部長から、4点目、歩崎交流センターにつきましては市長公室長からの答弁とさせていただきます。

次の5点目、私の政治姿勢についてお答えをいたします。

私は市長就任以来、「対立」ではなく「対話」を基本にした政治運営に努めてまいりましたが、これまで実施した事業を精査をし、必要に応じて見直し、あるいは凍結した事業もございます。

本年は、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯どめをかけ、東京圏への人口の過度の集中を是正することを目的としました「かすみがうら市まち・ひと・しごと創生総合戦略」をスタートするところでもあります。

この中で、「子どもミライプロジェクト」など、若い世代に焦点を当てました施策や事業を積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。

また、これに先立ちまして、私は地場産業の拡大や6次産業化の促進などを図るため、時間の許す限り、各企業や事業者間を訪問し、トップセールスに努めているところでございます。

これからも私の政治信条であります「市民協働によるまちづくり」を目指して、市民との対話を基調として、さまざまな事業に着手してまいりたいと思いますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

[教育長 大山隆雄君登壇]

○教育長（大山隆雄君）

1 番目、1 番、「千代田地区中学校制服・ジャージ新デザイン児童生徒総選挙で図ることについて、既存のデザインの経過年数と現状の評判とともに、市長の取り組み価値の見解を伺う」とのご質問にお答えいたします。

現在の千代田地区中学校の制服及びジャージのデザインの状況等についてでございますが、下稲吉中学校の制服につきましては、昭和56年の創立当初から同じものを使用しており、特に問題はなく、現在見直しの予定はないとのことでございます。ジャージについても創立当初から同じものを使用しておりますが、学年ごとに色が異なるデザインであり、保護者から全学年同じ色に統一すべきであるのご意見があることから、平成28年度にデザインの見直し作業に取り組む予定とのことでございます。

また、千代田中学校の制服については、創立当初から同じものを使用しており、デザインが古いなど生徒からの意見がございますが、現在見直しの予定はないとのことでございます。ジャージについては、既存のデザインが販売中止となったため、平成23年度に新しいデザインに切りかえられております。新デザインについては、生地が薄いため破れやすい等の意見もありますが、生徒や保護者からも好評を得ているとのことです。

なお、新デザインの選考に当たっては、既存の取り扱い業者が作成したデザイン2点を学校に展示し、保護者及び生徒にアンケートを行い、その結果をもとに学校とPTAで話し合っ決定したとのことでございます。

制服やジャージ等の選定については、通常、学校で保護者や生徒の意見を参考にして決定しているのが現状ですが、議員のお考えにあるように、制服やジャージのデザインが新しいものになって学校生活の活性化につながるものと考えます。

また、生徒に自分たちの身近なものについて考え、意見を集約するような作業を行うことは貴重な体験にもなると思いますので、今回ご提案していただいた件につきましては、今後学校側とよく相談していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

#### ○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

#### ○環境経済部長（根本一良君）

それでは、私から古橋議員ご質問の大きな2点目の「国道6号の騒音振動公害と渋滞による経済損失～続編」について、前回の12月定例会に引き続きご質問をいただきました。若干重複する部分があるかと思いますが、順次お答えさせていただきます。

まず初めに、本市と土浦市において実施した自動車騒音測定についてでございます。

自動車騒音の常時監視は、自動車騒音の状況と対策の効果等を把握し、自動車騒音公害防止の基礎資料となるよう、自動車の運行に伴い発生する騒音に対し、地域がさらされる年間を通じて平均的な状況について、全国を通じて継続的に把握することを目的とし、平成24年度に県より権限移譲されたものでございます。

本市では、平成25年度に国道6号の騒音測定を実施しており、要請限度については、昼夜間ともに基準値を満たしている状況でございます。土浦市におきましては、平成26年11月に本市と行

政界付近、中貫地内において騒音測定を実施しており、夜間の環境基準が若干超過しているものの、過去の測定結果の状況、道路周辺の生活環境、市内の環境基準達成度、市としての優先課題に基づく判断から、騒音規制法第21条の2に基づく測定は行わず、要請及び意見陳情には至っていない状況でございます。

今後につきましては、国道6号を初めとする市内の主要幹線道路の自動車騒音常時監視調査を引き続き実施し、近隣市における調査状況など関係する情報収集に努め、快適な住環境の保全に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

続きまして、3点目、振動測定調査と自動車騒音常時監視との連携についてお答えいたします。

地方分権一括法により振動規制法につきましても、騒音規制法と同様に茨城県より権限移譲されました。振動測定につきましては、振動規制法第9条に基づき行います。同法では、自動車騒音常時監視のような継続的な測定報告義務ではなく、主に建設作業場などからの苦情に基づく実態調査となっております。

ご質問の国道6号近隣の振動調査に至った経緯でございますが、平成23年度に県道石岡つくば線の開通に伴い、道路隣接住民から自動車の騒音と振動による苦情が茨城県と市に寄せられておりました。実態を把握すべく平成24年度に自動車騒音常時監視を行い、さらに平成27年3月に道路交通振動調査を実施したものでございます。調査結果につきましては、騒音、振動ともに基準値を満たしている状況でございました。

以上、振動調査に至った経緯を述べさせていただきましたが、今後につきましては、住民の快適な生活環境の保全に努めるべく適時対応してまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

**○議長（藤井裕一君）**

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

**○総務部長（小松塚隆雄君）**

私からは2点目、4番、防災用ITSスポットについてお答えをいたします。

議員ご指摘の防災用ITSスポットにつきましては、交通事故や渋滞、環境対策、緊急地震速報、また冠水情報などカーナビゲーションシステムを通じまして、迅速な情報提供を図ることを目的として、国が国道6号沿いに設置をしたものでございます。

災害時に活用できる交通システムとして期待されるものではございますけれども、ITSスポット用の鋼管柱に設置してあるボックスの大きさや位置を確認いたしましたところ、自動車の運転者の視界を遮るおそれもあり、議員ご指摘のとおり交通安全確保の面で支障があるかと思われます。

先日、土浦国道出張所へ問い合わせをいたしましたところ、以前、議員から常陸河川工事事務所へ電子メールにてご指摘いただいた内容に基づきまして、現地での立ち会いも予定をしているとのことですので、市といたしましても、今後の経過を注視してまいりたいと思います。よろしくお願をいたします。

**○議長（藤井裕一君）**

保健福祉部長 金田克彦君。



[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

私からは3点目、「給食の産地表記の現況～消費者行政の責任とT P P米トレ法令等遵守について保育所に関する取り扱いについて」お答えをいたします。

保育所における食事につきましては、厚生労働省令第89号児童福祉施設最低基準第11条の規定では、児童福祉施設において入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理をする方法により行わなければならないとされており、その献立は、できる限り変化に富み、入所をしている者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならないとされております。そのことから、子ども家庭課内の管理栄養士の資格を持つ職員が毎月献立を作成し、保護者に配付をしているところでございます。

公立保育所で扱う食材につきましては、特に産地の指定はせず、価格を考慮しながら納入業者が卸市場で仕入れを行っているため、茨城県産のものもございしますが、食材によっては全国から納入されているのが現状であります。

今後につきましては、納入業者は地元業者であるため、地産地消の考えに基づき、地元産の食材、安全な食材を引き続き納入していくなど、納入業者と協議をしてみたいと考えております。

また、納入された食材は、大量調理施設衛生管理マニュアルによりまして、納入の時刻、室内温度、納入業者名、品目、生産地、期限表示、異物混入など、毎日点検し記録を残すこととしております。

なお、保育所給食放射性物質の検査につきましては、1日2カ所の公立保育所及び私立保育所等の給食食材サンプリング検査を行っており、また、空气中放射線量の敷地内検査を含め、その結果をホームページへ掲載し、また、後日保護者に通知をしているところでもございます。今後とも、安心安全な保育運営に努めてまいります。ご理解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

○教育部長（飯田泰寛君）

3点目、1番、給食の産地表示につきましては、私からは、市内小中学校の状況を申し上げます。

学校給食としては、学校給食法第9条において規定をする「学校給食衛生管理基準」に基づきまして、衛生管理の徹底に努めておるところでございします。特に食品の購入に際しては、点検を行い、記録を残すことが義務づけられておりまして、実際の食品の検収では、納入業者名はもとより、製造業者及び所在地、生産地、品質、賞味期限、消費期限、異物混入及び異臭の有無等々、20項目近くを毎日点検をして記録を残すこととしてございします。

食材の産地の件につきましては、主食となる米については、かすみがうら市産こしひかりを使用することに関しては周知のとおりでございしますが、議員ご指摘のとおり、副食となる野菜や肉等の産地については、県内産または国内産としているところでございします。

ただいま議員からは、その対応がおざなりとのご指摘がございました。今回のご質問の趣旨は、

市内農産物の消費拡大、さらには生産者の活性化の観点を踏まえたものであるというふうに思われます。食材の購入は、調理場を有する各学校で行うわけですが、地産地消の考えに基づきまして、地元産食材の活用について学校側と協議をしていきたいと考えております。

また、食材の表示につきましては、栄養教諭の先生方が毎月献立表を作成しまして保護者に配付をしているところでございます。この中への表示の可能性について、先生方と検討してみたいと思います。

なお、給食食材の放射線問題につきましては、これまでどおり毎日測定、これは1日3校、1週間で14調理場を実施しておりますが、その結果は市のホームページで公表をしております。参考までに申し上げますと、これまでは未検出という状況でございました。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、古橋議員の4点目、歩崎の交流センターの質問にお答えをいたします。

交流センターにつきましては、農村漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律に基づき「志戸崎地区活性化計画」を策定しながら、農山村漁村活性化プロジェクト支援交付金事業を活用して建設をしたものでございます。

これまでの平成27年度の施設の利用状況につきましては、担当部署におきまして歩崎公園周辺で開催をされますイベントにあわせながら、地場産品等の直売として活用をしてきたところでもございます。

これとはまた別に、本市では地方創生先行型事業の一つといたしまして、今年度サイクリングプログラム事業の構築を実施しております。その内容につきましては、交流人口の拡大と地域活性化を目指し、サイクリングと地域産品を活用した商品の開発を行うものでございます。

このプログラムの構築に当たっては、首都圏在住でアウトドア志向のある20代から50代の若い女性、カップル、ファミリー層を対象にネット調査など、また、本市に出向いていただき、ワークショップの開催等を行っております。その中で対象者の需要、いわゆるマーケティング調査を進めてきたところでもございます。

この取り組みの結果から、事業展開を予定しているサイクリング事業、レストラン事業などを組み合わせることにより、地域産品のPRや商品開発、地元の農家と連携をいたしました6次産業化へ向けた取り組みなど、個々の取り組みをパッケージした総合的プロデュース事業を展開することがより高い効果を生み出すものと判断をいたしました。

そこで、茨城県や近隣の市町村とも連携をしたサイクリングの拠点であります歩崎公園一帯を新たな産業・雇用を生み出す重要箇所として位置づけたわけでもございます。実施に当たりましては、ご指摘をいただきました交流センターを事業の拠点として活用し、機動性のある事業展開を実施すべく、民間が主体となり、市の活性化を目的とした法人の設立へ向けた協議を進めているところでもございます。

設立する法人につきましては、地域全体の観光マーケティング・マネジメントを集約した観光

DMOという観点から、民間の力、金融機関のネットワーク、また、大学等の創造力、そして行政が加わり、官民連携による事業の相乗効果を狙うものでございます。

核としているサイクリングイベントの運営に当たっては、こうした交流センターを活用したレストランやマルシェ事業、地域住民とのワークスペースの活用、そして6次産業化事業との連携が重要と考えており、早い段階で法人の自立化を目指し取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

まず、1回目のご答弁ありがとうございました。

再質問をさせていただきます。

まず、1点目の中学校の制服について伺いたいと思うんですが、過日行われました霞ヶ浦地区の小学校の統合による現在5つの閉校式、私、全て出席させていただきましたが、まさしく子どもたちの表情をどう一言で捉えたかと申しますと、非常に健気だ。健気という意味を辞書で引いていただいたそのもの、大変心強くもあり、何とか行政の一員として立派な大人になるために応援してやりたいと、子どもたちの顔を思うたびに切に願ったところであります。

霞ヶ浦地区のその健気な子どもたちとともに、やはり千代田地区もるる統廃合に関しては議論がありますけれども、即刻実行ではなく、今の段階で、やはりその霞ヶ浦地区の子どもたちの健気さに千代田地区も応えなければならないというふうに思う次第であります。そして、その応えるためには、行政がリードして、その応える機会をコーディネートするよう努めなければならないと考える次第でございます。

先般、かすみがうら市市民の皆様のご理解をいただきまして、10周年ということで式典も行われたところでありますが、その式典の中でもお話が出てきたような、かすみがうら市としての連帯感、一体感、こういったものに照らし合わせますと、霞ヶ浦地区だけが健気にも子どもたちが頑張っている、いや、千代田地区は何も動かないのか、やはり千代田地区にも何かの形で地域を盛り上げる、そういった努力が必要であろうと思うわけでございます。

このタイミングを検討などという言葉で1年も2年もあけて、間があいたところで何か事業展開されても、時を、タイミングを失ってしまう、その事業も効果がなかなか発揮されない、やはりここでタイミングをしっかりと捉えて行政として動くということが大事であります。こういった考え方に基づいて、まず教育委員会の部門として、何か千代田地区、そういった霞ヶ浦地区へ応える配慮というものを具体的に何かご検討された、もしくは教育長、教育部長なりに配慮したいというお考えはありますか。お尋ねいたします。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ただいまの古橋議員さんの質問にお答えします。

私も7校のうち5校を閉校式という形で、27日、一応とりあえず2回分という形で終わったわけですけども、本当に寂しいなど、これが開校とか、あるいは新設とか、そういう形であるな

らばどんなに活気のあることであるかというような中で、本当に寂しさを強く感じた者の一人でございます。

挨拶の中でも私も言わせていただきましたが、これで終わりとかというのではなくて、これを一つの契機として、さらに25年に作成したかすみがうら市小中学校適正規模化実施計画、これに沿って進めていくことも、あわせて教育委員会として考えていかなければならない一つの方向性なんだろうなというような思いを強くしたわけでございます。

新年度になってから、一応これは事務方としての一つの段階ではありますが、新年度になってから小学校の統合に関する地域懇談会というようなものを開催して、地域の皆さんのご意見をお聞きしたいというようなことを考えているというところが現在ありますので、一応そのあたりについてお話をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

ご答弁ありがとうございます。

本当に統廃合の話にストレートに持っていくということですけども、私は、余りにも直球過ぎるなというのが私の感想です。だからこそ、私は今回この制服の件を引っ張り出して伺っているんです。いきなり統廃合の話になると、いろいろ考えをお持ちの方、これまでいろいろ論議があった中ですから、また、もう議題となると、それぞれの皆さんがやはり心を閉ざした形の中で論議になってしまうんですね。そうすると、なかなか建設的な展開にならないと思うんです。だからこそ、こういった制服を引き合いにして、霞ヶ浦地区の子どもたちの健気さにも応えるということで申し上げているんです。

千代田地区の中学校の制服を切りかえるとしても、その切りかえる制服代は原則100%保護者の皆さんが負担いただいていることだから、私が言っていることは、角度から見れば出しゃばっているようなことかもしれません。学校も特に問題ない、それはもちろんのことだと思います。私は、地域の活性化に結びつける、さらには定住化促進ということでも、非常にデザインを有効的に切りかえるというタイミングで、この時期に取り組むべきだろうというふうに思うわけでございます。

何せ千代田地区の学校統廃合に関しては、評判が悪く、消極的なイメージになっておりますから、そういったものを払拭するためにも、制服を評判がよくなるおしゃれなデザインを子どもたちに、そして、将来進学する小学生たちにも選ばせるという取り組みで、私はイメージを持って訴えているわけでございます。

地方創生で私も会議のほうに出させていただく機会があったんですが、その中でも定住化促進ということで、空き家バンクを初め、いろいろな施策をこれも取り組んでいくという準備を整えていらっしゃるようですけども、その中で私、現在アパートにお住まいの方、さらにはお子さんが小学校、中学校に通われている方という市民の方もいらっしゃるわけですけども、そういう方にこそ、かすみがうら市の中に土地を求めてお住まいいただく、そういうためにも、今度、中学校の制服がかわいくなったよ、格好よくなったよ、子どもをぜひ下稲吉中学校、千代田中学

校に進ませたいからどこか土地を探そうかななんて、そういうきっかけもあると思うんですよ。だからこそ、このように制服を、もう30年もたっている、下稲吉中学校でさえ30年以上そのままですから、当時のデザインではなく、今どきのデザインなのか、それか伝統的な制服のデザインか、そういった議論も子どもたちに投げかけてやれば活性化につながる。しかしながら、保護者たちが100%原則負担する制服に、行政が出しゃばるのならば、何として応える機会に努めるかと申し上げると、そこにやはりいいデザイン、少しはプロにかかったデザインを選ぶ、出入りしている納入業者の既成のデザインを寄せ集めるのではなく、どういうデザインがいいのかという、もっと立派なデザイナーが務めたようなデザインを見てみたいというのであれば、そういうデザイン料を市が面倒を見てやる。そういったことで提案する口実になると思うんです。市長、いかがですか。何の子どもたち100%負担の中に、制服をそろそろ切りかえたらどうだというよりは、いいデザインをとるような予算を幾らか検討するから、そういうことで学校を盛り上げてはいただけないだろうかという、そういう地方創生、定住化促進という考え方なんですけど、評価お願いできますか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

学校の制服が、学校に与える、あるいは地域に与えるイメージは大変大きいと思います。そういう中で、今ご提案のありましたような制服について、少しは考えてみるということも一つの地域づくりの、あるいは、また学校づくりの大きなきっかけになってくれると思っています。

現状につきましては、先ほど教育長から答弁があったとおりでありますけど、そういった視点から学校サイドともちょっと協議をして、そういったことについて少し考えてみたいというふうに考えていますので、よろしくお願いをしたいというふうに思っています。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

この制服アンケート等で保護者と生徒がお選びになったという経過がありますけれども、せっかくですから、18歳に選挙の年齢が下がるということで、総務課も選挙管理委員会として早速給食のメニューの投票などをされたというご報告もいただきましたけれども、まさにこういう自分たちが着るものをもっと親身になって、給食はその日だけですけれども、毎日着る地域のイメージの一つを担うということでテーマとするならば、そのデザイン案を子どもたちがこういうのがいいんだというのを、小学校に出向いて生徒がプレゼンテーションをする、そういう選挙の選ぶほうではなくて選ばれるほうとしての学習の機会も、この制服に限らず考えるべきだなというふうに申し添えさせていただきます。

私は、この質問が、子どもたちの新しいデザインで喜ぶ顔見たさや一部のコスプレ趣味だけで聞いたのではございません。最少の経費で最大の効果を挙げる、定住化促進の即効性のある策として少しはご認識いただけたかなと思ひまして、次の再質問に移らせていただきます。

国道6号の騒音振動についてお尋ねしますが、先ほど市長のほうから、現在の国土交通省の石井大臣、それから関東整備局長に陳情に伺ったということでありまして、前回ご答弁あり

ました、茨城県全体としての連絡協議会に切りかわったということでの初めての陳情になるんですか。そのあたりも含めて、いつ、どういうメンバーで、市長さん方はどういう形で今回、丸々4分の3が片側1車線だから全部直してくれということではなくて、行政の技術的にどの部分をまずやるのが経済損失を小さくできるということで、そういうことで話がありましたら、もう少し踏み込んでご答弁いただければと思います。

**○議長（藤井裕一君）**

土木部長 渡辺泰二君。

**○土木部長（渡辺泰二君）**

茨城県国道6号整備促進協議会の要望活動の内容についてお答えをいたします。

北茨城市長を会長とする国道6号沿線自治体18市町村で構成をし、平成27年11月13日に設立をされたものでございます。平成27年12月24日に実施いたしました国土交通省要望活動につきましては、千葉県では既に全区間4車線化がされており、福島県いわき市においても4車線化等の整備が行われている状況を踏まえ、東北圏の4車線化率は3割にも満たない現況であることから、要望活動を行ったものでございます。

当日は、会長でございます北茨城市長を初め、副会長の日立市長、坪井市長などの6名の首長と6名の副市長、ほかに代理者合わせて14名及び茨城県土木部技監兼道路維持課長の同行をいただき、県内における6号国道の現状や本来の役割等を訴え、路線全体のより一層の機能強化を図るための整備・計画などの取り組みにつきまして特段のご理解とご協力をお願いする旨の要望書を提出いたしました。

国土交通省におきましては、国土交通大臣、道路局長、関東地方整備局においては、局長、道路部道路企画官と面談・要望活動を実施いたしました。あわせて、副大臣、政務官、事務次官及び県内選出の国会議員に要望書の提出を行ったものでございます。

中央においても、市長答弁のとおり、ご理解をいただいているところでもありますので、引き続き、多方面から要望活動を展開し、早期の事業化を目指してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

**○議長（藤井裕一君）**

8番 古橋智樹君。

**○8番（古橋智樹君）**

答弁ありがとうございます。

石井大臣、それから関東道路整備局長、コメントがもうちょっと具体的にあったかと思うんですが、それは建前として、地権者の協力があれば事業化に向けて進めていきたいというのは、これは陳情があればお決まりの常套句ですから、具体的にもうちょっとわざわざ首長の皆さんそろって行ったわけですから、石井大臣もコメントいただいたと推察するんですが、先ほどよりももっと前向きに、かすみがうら市に限らず、地域が国道6号周辺、さらには茨城県が喜ぶようなコメントをいただけなかったんでしょうか、伺います。

**○議長（藤井裕一君）**

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

要望の際、私が大入室に入りまして直接陳情をいたしました。その中で、千代田石岡バイパスにつきましても石井大臣が触れられまして、この路線につきましても、こういった渋滞も理解もしていますし、それから、そういう中で前に進むにはどうしても石岡の例の反対の関係ですね、ここが一番心配していると。そこを何とか障害を取りたいんだと、そんなことも踏み込んで発言をされました。それについても、ぜひひとつ協力をいただきたいと思いますということでお話をいただきましたので、私も全力で頑張りますというようなことで、今回要望についてはそういった内容で終わっているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

国はどういう関東地区の道路、特にこの北関東を整備しているかということで、私もそういった携わる筋からお話を伺いますと、まずは圏央道を防災・減災のために早期着工を目指しているということなんです、それ以降にどういうふうに国道6号を取り組むかという、そういうことは石井大臣からはお話しはなかったんですか、市長。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

その際、先ほど土木部長からお話ありましたように、6号全体がこの関東近県の中で大変おこなわれている整備状況だと、そういう中で、そもそもこの促進協議会がそういったことでつくった関係がございまして、県全体の国道の整備を前に進めようというようなことでつくった関係もございまして、その話をさせていただきました。

そういう中で、石井大臣からは、地元出身ということもございまして、お住まいが多分つくばだと思いますけれども、そういう点で非常に地元の状況をわかっていまして、水害も含めた復興について全力で頑張ると、そういったことのお答えをいただきました。個別については、先ほどもお話ししましたように、私の顔を見て、地元のバイパスについても触れられましてお答えをいただいた状況でございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

私は、圏央道の後に国道6号を土浦までは複線化が進んでおりますが、牛久のほうもまだ、荊崎もまだ事業化になっていないところがありますけれども、そういうところで石井大臣もこの地域にご配慮いただけるようなご期待を申し上げる次第であります。

その将来的な複線化が実現すれば、私が申し上げているような騒音振動、市街化区域に面している国道6号沿いの住環境がよくなることとは思いますが、それまではやはり年数もかかることですので、行政は暫定措置として、その騒音振動の軽減に努める責任があろうかと思う次第でございます。

私の現在住んでいるところから100メートルほどのところで土浦市が測定したものが要請値を

超えていた。しかし、それを根拠としてかすみがうら市が二次的な本調査を測定することができないという行政の縦割りの弊害があるんですが、土浦市とかすみがうら市の境のところに中貫ではかったわけですよ。それをいただいて、かすみがうら市がそれをもとに二次調査をするということは、これはルールとしてできないのですか。逆に、そんなことがあったとしたら、何のために茨城県は市町村に権限移譲したのかということ非常に不条理だと思うんですが、根本部長、いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

お答えいたします。

騒音規制法では、測定の結果、限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認められるときは、騒音規制法第17条1項及び2項の規定により、県の公安委員会へ要請や道路管理者に対し意見を述べることができるとされております。

議員のご指摘のとおり、権限移譲により市町村単位での測定、環境基準への達成度の考えがあり、メリットとしましては、測定場所や地点など望ましいところでの測定が可能となり、より詳細な環境基準達成度を把握することが可能となる一方で、今回のような行政界が逆に弊害になっている現状があることは否めない事実と感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。約10分間の休憩をします。

休 憩 午前11時04分

---

再 開 午前11時14分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

バイパスができるまでの間に、行政として騒音振動に暫定措置として随時努めていただきたいということで、騒音のことについて、あわせて振動も伺ったわけですが、先ほど工事現場等の振動としても、予算の確保も含め計画されている旨のご答弁が先ほどありましたが、向こう5年間は、予算もこれから審議するということで騒音の調査計画は5年ももう決めちゃっているという。私が幾ら訴えても、改めて振動の測定を対応していただけないような話を担当の課長も言うわけですが、なぜその5年間の計画を事務方だけで決めちゃって、それは譲れないというのか、そうなれば、私も徹底抗戦するしかないのかなと思うんですけれども、この理由は何なのでしょうか。向こう5年間、振動の計画をもう決めているということなんですが、ご答弁いただけますか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。



○環境経済部長（根本一良君）

それでは、お答えいたします。

5年ローテーションとした理由は、環境省水・大気環境局の自動車騒音常時監視マニュアルにおいて「監視の頻度は、原則として5年以内でローテーションを組むが、地方公共団体の判断において地域の個別の事情に応じ弾力的に設定する」とするものでございます。ちなみに、権限移譲前の茨城県においては、10年ローテーションで実施しておりました。これは5年を超える期間でも大規模開発や大規模分譲住宅の建設が大など、沿道状況がほとんど変化しない地域においては、6年から10年間隔としてもよいとマニュアルにあるものでございます。

今後の市のローテーションにつきましては、土浦市における調査結果などを参考に、国道6号における測定場所や調査の時期などを検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、担当課長と十分協議した結果の答弁でございます。よろしく願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

5年計画はあるものの柔軟に対応しますというような趣旨だと思うんですけども、特に夜中に、経費節減のために、有料道路を走らずに夜中の2時から4時にかけてたくさん積載したトラックが国道6号を走っているわけでございます。そういった現状もよく柔軟に対応していただいて、そういった結果をもとに、法定の意見として国に早くバイパスをつくってくれと要請できるように対応していただきたいと思います。

国道6号がこういう渋滞、慢性化の状況でございますので、定住化促進を図ろうと思っても、やはり東京都の流れがアクセスが悪ければ東京に住まざるを得ない状況でありますから、やはり東京に何度か行くにおいても、毎日出勤するにしても、アクセスがよくなければ、東京一極集中を解消して地方創生ということに結びつくにはなかなか難しいかなと思います。

いずれにしても、行政の縦割りということで、先ほど行政間、違うところで測定したものが引用できないという、これは私はまさに行政の瑕疵であろうと思いますので、そのあたりは是正していただくように努めていただきたいと思います。

次に、給食に関連した質問について再質問をさせていただきます。

私は当然のごとく、放射能の最低限の安全確認をして保育所も学校も子どもたちに食べさせているとは思うんですけども、私はその消極的な観点ではなく、積極的な観点でもお尋ねしているんです。

その前に、コンビニなどで皆さん食品表示などを見たことがあると思うんですが、コンビニでさえも、レジ前にある商品の食料の原産地から最終加工地まで看板に書いてあるんです。今はそういう時代なんです。それにもかかわらず、現状でいうと、子どもたちに前もって産地も表示できていない、子どもたちは安全であろうということだけで食べている。私は、これはもう時代にそぐわないのかなと思います。しかし、るるご答弁ありましたとおり、いろいろ手続上に効率が悪くなる場所をご心配されての先ほどの答弁だとは思うんですけども、私は積極的な視点から思うと、やはり先進事例としてかすみがうら市が取り組む価値があると思うんです。その産地をあらわすということは、それぞれの産地をかみしめながら、子どもたち、そして市外からも通

われている先生方が、ああ、このどこどこ産の米は、野菜は、肉はうまいなど、ここの産地はいまいちだなど思いながら食べていただくこと、そういった土俵をつくって、その中にかすみがうら市の農産物が、いかにベンチャーしていくかということが取り組んでいただければ、かすみがうら市が掲げております「湖山の宝」、坪井市長が掲げている地場産業という点でマッチしてくるのではないかと、私は申し上げているんです。すぐさまかすみがうら市産を使えよと、これはなかなか値段、品質の点で問屋納入業者さんと折り合いつかない部分があると思います。初めからそこにかすみがうら市産を使えよと言っているのではないんです。地産地消をやれよと言っているではありません。そこに入り込めるようなディテールの地場産業の野菜、肉、水産業も含めて、そういうものの土俵に入るために産地を開示するべきだというふうに私は唱えているんです。その産地が食べる前に表示されて、そこで、ああ地元かすみがうら市の第1次産業の方、みんな頑張っているなど、市外から来る先生方、さらには子どもたちも純粋にかすみがうら市おいしいねと思ってもらえるような環境で、私は臨むべきだと思うんですよね。

その中でやはり、かすみがうら市おいしいと言ってくださらないければ、「湖山の宝」と掲げている看板を、私は下げるほかないと思うんですが、やはりかすみがうら市が「湖山の宝」というのであれば、自信を持って学校給食、保育の給食の中でメニューの中に産地を表示して、その中に勝負できるような、そういうことがやはりかすみがうら市の市長が目指すポリシーだと思うんですが、市長、いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

ただいまのご提言について私も同感でございます。

まず、米トレーサビリティ法からいうと、基本的には国産、外国産。国産であれば県産表示が今の段階では義務づけられているところかなと認識しておりますが、そういう中で、私どもかすみがうら市はまさに農業県でございますので、子どもたちの地域に対する愛着、あるいはまた食育、あるいは地域の製品のPR・振興、そういった面から見ても、地域の食材を使うことは大変有効な手段であって大事なことだというふうに思っています。

ただ、当然、給食単価の関係がございますので、その辺と納入業者とかの関係がございます。その辺も含めていろんな形で少し整理をしながら、例えばスポット的にも現在も使ってはいるんですが、特に特産品なんかについては少しポイントをつくって、それを子どもたちに表示をして、そして自分たちの地域のよさを知ってもらう、地元の特産品を知ってもらう、そういった取り組みについて非常に大事なことなので、そういったものについて少し前向きな形で検討させていただきたいというふうに考えています。そんな形でよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

前向きなご答弁ありがとうございました。

事務的に納入業者の方がいろいろなところから仕入れるわけです。ですから、産地はもちろんどどこどこ産が3割、どこどこ産が5割、どこどこ産が1割とか、そういう表示でもいいと思うん

です。間際になって納入できないから、その仕入れが変わることはあくまでも予定として、原則、表示したっていいと思うんです。市長が全面的に切りかえるということよりは検討していきたいというようなご答弁でしたけれども、例えば1カ月のうち、この月は食べる前に産地を全部開示する、そういうことも取り組みの一つだと思えますけれども、何か法令等の中で、産地、食べる前に産地を出すということが何か差し支えはあるんですか。教育でも保健福祉部でもどちらでも結構なんです。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

議員さんがおっしゃるようなところでは、特に差し支えがないかと思われま。

ただ、食材につきましては、毎日その日のうちに食材を購入して、給食をそれからつくるというようなことございますので、前もって食材の産地を公表という部分ではなかなか難しい部分があるのかなというようなところでは考えています。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

だから、毎日は無理だから、この日は開示するからなど、栄養士、調理師の皆さんのご協力とともに、納入業者にも、前もってここは開示するからと、この日は開示するからと、そういう取り組みを部分的にやったっていいと思うんですよね。やはり、開示すれば納入業者だってかすみがうら市の取引に配慮するわけですよ。そういう部分でも活性につなげていくべきだろうと私は思う次第であります。ぜひ「湖山の宝」と言っていることと裏腹に、産地は食べる前にあわせないという、この矛盾をぜひ解消できるように今後取り組んでいただきたいというふうに、心から願うところであります。

続いて、観光交流センターのことについて再質問をさせていただきます。

今さらながらではありますが、1億5000万円の建坪大きい建物でございますが、私は個人的には、神立の区画整理の一角に、あの大きさは無理でしょうけれども、単価を駅前相当に絞っていただいでやっていただければ、日立グループの皆さんもいろいろもっと日立グループさんにおつき合いの業者さんを初め、近隣の事業者さんの目にとまるような形でできたと思いますが、もう歩崎公園に建ててしまったわけですから、そういう中で非常に関係担当の皆さんはご苦勞をされて、この新年度に観光DMOとして取り組まれるということで、このご努力は大変称賛に値するなというふうに私は思います。1年の空き家になってしまったものを取り返すためにも、いささか議会の承認等を得るためには性急等は否めないんでありますけれども、この短期間で交渉をまとめたということ、私は敬意を表したいと思います。

そこでお伺いしたいんですが、この1年間未利用があったんですが、半分、50%補助を出していただいている国からの指導はあったんですか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

交流センターの未利用につきましては議員も御存じのことですけれども、これまで2回公募を行いました、残念ながら出店者が見つかりませんでした。その後は、イベント的に物産の販売等は行ってきた経過がございますけれども、国のほうへもその状況は伝えてありましたが、担当レベルでは、早急に出店者を探すよう指導をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

国の指導があったのかどうかちょっとわからない、つかみにくい答弁だったんですけども、その農水部門に限らず取り組んでいるということは、議会も含めての評判で、国からはお察しいただけているのかなというふうに認識したいと思います。

今度は、三セクよりもさらに独立性の高い運用で、DMOでやるということなんですけれども、これが今後成功するか失敗するかという岐路に立つわけなんですけれども、いずれにしましても原則、その決算の内容について以外は、この議会も含めて、例える言葉であれば民事不介入のようなスタンスの運用となるんですが、そういったポリシーは今後いろいろ運用の面は進めておられますけれども、そういったポリシーも、税金を投入するからには公平性を保つためには必要かと思うんですが、それはどのような取り組みを今後考えられておりますか、伺います。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

今回の法人の設立の目的でもございます。今回は地域資源を活用してさまざまな事業を展開するというのが、地域産品を活用した作業の実現、あるいは地域における雇用の創出を目的としているものでもございます。行政単独ではノウハウという点からはなかなか事業化が難しいこと、また、民間企業単独で事業を行うに当たっても、先ほど環境部長のほうからも答弁がありましたように、応募する民間団体等もなかったというような状況でもございます。そういう観点から、今回法人設立の考え方になったわけでもございますが、まずは事業を軌道に乗せることが観光交流人口の拡大、あるいは地域産品の生産振興や6次化、さらには意欲ある生産者が地域全体に広がっていくというようなことでもございます。

ご指摘でもあります行政の民事不介入という点からしても、今回は公平性、公益性を持ったものというふうに、私は認識をしているところでもございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

ぜひポリシーを組み立てて、もうかれば今度は逆にうちも入れてくれとか、もうからなければ市長の責任だとか、いろいろ意見が出てくるとは思うんですけども、いずれにしましてもポリシーがちゃんと整わなければ、そこで市長もお答えすることもなかなか難しい。ただ単に全部市長の責任だということか、そうするとまた、今までの市の取り組み、事業団体の取り組みとは異なってくると思いますので、そのあたりを精査していただきたいというふうに願うんですが、その

決算が、これまでの答弁にあったかと思うんですが、何期かはもう赤字で見込んで、何期目からは黒字を目指したいということであろうかと思うんですが、市からの出資者の代表は市長ですから、それとして、やはりそれ相応の責任を持つわけですので、ぜひこのかすみがうら交流センターが歩崎という場所にめぐり合わせたからこそ、親心を持ってかすみがうら市全体だけでなく、茨城県にも活躍できるような施設となることを切に願ひまして、最後の市長の政治姿勢の再質問をさせていただきます。

先ほどのご答弁の中では出てこなかったんですが、私も何回か伺っても、市長の立場はもちろん苦しいのはわかっております。やはり検討という言葉が発するに当たっては、前後にどのように検討するということのフレーズを各部から吸い上げて、それをしっかり、例えるならばキャッチコピーとしてどういう検討だと、そういうご答弁を私はこれまでいただきましたが、なかなか仕事も忙しいようでして、市長ご自身も思ったように答えられていないという感触もあるのかもしれませんが、改めて私も厳しいようですが、こういった質問をさせていただいております。

ぜひこの検討という言葉の使い方を、市長だけではなく副市長、各部長さんを交えて、どういう検討にするかというポリシーを持ってご答弁いただきたいと思うんですが、市長もそういうことで私は曖昧じゃないかということにただしているんですが、そういう中でも新治広域の環境クリーンセンターから霞台厚生施設に、20年経過する中で、今度単独事業で6億円を10年、20年重ねるよりは、霞台厚生施設に切りかえてやっていったほうが市民の負担が軽くなるという、そういうかじを切っていたことは、私は評価したいなというふうに思っております。

これに限らず、ほかのジャンルにおきましても、ぜひかじを切るか、いやそのまま真っすぐ進むか、そういうことでこのように検討してまいりたいという市民目線でも納得いただくような検討に、言葉を変えていただきたい。今のままですと、私は非常に市長が任期中だけの責任とか、事業の借金は背負わないとかいろいろ市長のお立場はありますけれども、私は市長がここで答える検討というのが、どうも消極的に、打算的に私の心の中に来るんですよ。そうではなくて、再三言っているとおり、健気な子どもたちに夢や希望を持っていただけるようなリーダーシップを、もっと1割増し、2割増しで、もっとご答弁いただきたいというふうに願うわけでございますけれども、市長、どうですか。もっと前向きな検討のご答弁、今後も残り2年間の中でいただくことは可能ですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

ただいまの古橋議員からの大変力強い叱咤激励をいただきまして、私も改めて新たな気持ちを持っていてござります。ご承知の検討も、皆さん方からいただいた提案につきまして、当然消極的な検討と積極的な検討と両方あると思うんですが、その検討の状況については、具体的にもう少しお話できるような形での判断を。トップの仕事というのは、確かにここでしゃべること、そして市民に夢を与えることは大変大事であります。大局から見て、私はトップの仕事は、判断をして責任を持つということに尽きると思っております。そこはしっかりと責任を持って、この市の将来のために決断をしてまいりたいというふうに考えておりますので、これからも

ご指導とご協力を賜りたいと思います。ありがとうございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

ぜひとも前向きな市民が喜ぶような検討をするためには、ボトムアップとして、各部長さん皆さんが、「市長、こういう検討をお願いします」と前もって市長に伝えられるように、今後努めていただくことを切に願いたいところであります。

国のほうも衆議院の予算案が通過したという新聞報道もありますけれども、特に政党の好き嫌いなしに現在の総理大臣が一定の支持をある程度保ち続けているというのは、やはり反省すべきところは反省する、その検討というものも具体的な方法を示している、だからこそその支持だと私は思うわけであります。坪井市長も現在の総理大臣と同じく、一時のブランクを空けての2期目でございます。いろいろそのブランクの中で培った力を、今後のかすみがうら市のために力を注いでいただくことを切にお願い申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと存じます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時42分

再 開 午前11時43分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

12番 中根光男君。

[12番 中根光男君登壇]

○12番（中根光男君）

平成28年第1回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に、不登校児童の状況と適応教育についてお伺いをいたします。

教育的問題は国民的課題となっております。非行、校内暴力、登校拒否、無気力症など教育荒廃が論議されております。学校や家庭ではそれぞれの立場から必死の取り組みをなされておりますが、いまだ確たる処方箋が描かれていないのが実態であります。荒廃の根はそれほど広く、深い状況にあるのが現状であります。私は、常に机上論ではなく現場主義に徹し、児童と対話し、解決方法を模索しているからこそ、荒廃の厳しさを命を感じております。児童はよい方向にも悪い方向にも向かい行く可能性の当体であります。広く教育に携わる者として重要なことは、どれほど深く強く、一人一人の創造性を信じ、温かく育み、粘り強くかかわるかが重要であります。さらに、教える側の努力が不可欠であります。忍耐、勇気、愛情が必要であります。心豊かな児童を育成するには、教員の資質を高め、学校教育の内容、学校の機能、役割を充実しなくてはなりません。家庭、学校、行政の総合力で対応する方向への立案が大切になってまいります。

その上で大事なことは、一人を思う励ましの言葉、一言が躍動と成長を促し、その人の人生を大きく決定する場合があります。さらに、不登校児童の状況は複雑であります。相手の悩みをしっかりと受けとめ、的確なアドバイスをすることが重要であります。

1、不登校児童の実態について、2、現在の対応状況について、3、適応教育の具体的な取り組みについてお伺いをいたします。

次に、子どもを守る防犯対策についてお伺いをいたします。

社会構造や生活様式の多様化、複雑化などで、低年齢化しているさまざまな犯罪が突発的に発生している社会状況の中において、本市でも都市化の進展や少子化などの社会環境の変化や人間関係の希薄化から、犯罪の発生する要因が増加しております。不審者を防ぐ上で一番大事なことは、校門での危機管理が最も重要であります。門扉の施錠はもちろんでありますが「誰にどのような理由で来たのか明らかでない人は絶対に校内に入れない」との共通認識が重要であります。不審者が一度入ってしまえば、対応は困難となります。学校現場では不審者に対する防犯訓練が行われていると思いますが、実際には事件が起きれば、再び犠牲者を出すおそれが高くなります。特に、小学校は女性の教師が多い状況下であるケースを想定したきめ細かな取り組みが不可欠であります。

また、学校安全には地域の協力が欠かせません。さらに、管理マニュアルの点検、見直しも必要であります。

その観点から、1、防犯対策の推進状況について、2、各学校の防犯用具の設置状況について、3、防犯教育と防犯訓練実施についてをお伺いいたします。

次に、男女共同参画第4次基本計画についてをお伺いいたします。

昨年末、第4次男女共同参画基本計画が閣議決定されました。男女共同参画基本計画は、1999年に制定され施行された男女共同参画社会基本法のアクションプラン、すなわち日本の男女共同参画行政を各府省がどう進めるかが書き込まれたものであります。5年ごとに見直し、第4次計画は2016年度から2020年度にかけての内容となっております。

基本方針としては、1、男女がみずからの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる多様性に富んだ豊かで活力ある社会、2、男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会、3、男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女がともに充実した職業生活で、そのほかの社会生活及び家庭生活を送ることができる社会、4点目が、男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会となっております。

さらに、4次計画で改めて強調している視点が7項目となっております。

①第4次基本計画の認識と具体的な実施計画について、②今後の取り組みについてをお伺いいたします。

次に、動物愛護のPR強化についてお伺いをいたします。

犬や猫の致死処分ゼロ社会に向けた取り組みが今求められております。より多くの動物の命を救うために終生飼養の指導や動物愛護の精神を育むことが大事であります。

その観点から、1、犬・猫の致死処分実態について、2、市民に動物愛護の精神を普及する広報PR強化について、3、今後の具体的な取り組みについてをお伺いいたします。

次に、子どもの貧困対策と計画策定についてお伺いをいたします。

日本では、6人に1人の子どもが貧困状態にあり、貧困の連鎖を断ち切るための子ども貧困対策を総合的に推進する大綱策定を政府に義務づけ、自治体に支援策を促がす子どもの貧困対策推進法が、13年6月に法律制度となりました。ひとり親家庭の支援として、親の就労支援や子どもの学習支援、児童扶養手当の機能充実など、子どもたちが家庭の経済事情に左右されずに安心して学び、夢を実現するための社会を形成する内容となっております。

学習支援事業の概要については、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対し、例えば学習教室においてボランティアの指導員によるマンツーマン学習支援等、進路相談、中退防止の支援、日常生活習慣の形成、社会性の育成支援などの実施など、きめ細やかな支援も重要であります。工夫を凝らした施策が今求められております。

1、子どもの貧困実態調査実施について、2、子どもの貧困対策基本法の実施計画について、3、国の補助金申請状況及び今後のスケジュールについてをお伺いいたします。

次に、観光の振興推進についてお伺いをいたします。

観光リゾートに対する需要は年々増加しておりますが、その形態は、高齢者や小グループ、家族による旅行が増加し、観光客のニーズも多様化をしております。このような時代に対応するため、1年を通して観光客を呼べる新たな観光資源との連携調和が必要となってまいります。

さらに、広域観光ネットワークの形成を目指し、周辺市町村などとの調整連携を図り、観光情報を的確に受信、発信するための体制整備や地域全体の魅力ある施設の整備も重要になってまいります。その中で、独自の個性を築くことも課題であります。

本市は、首都圏から近いという立地を生かし、身近で気軽な観光エリアとして魅力を向上し、地域のブランド化を図りながら、引き続き魅力ある観光地づくりに努めることが重要であります。

①現況と課題について、②観光拠点のPRについて、③新たな観光資源づくりについてお伺いをいたします。

以上で、第1回の質問を終わります。

○議長（藤井裕一君）

お諮りをいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認めます。

再開は、午後1時30分から再開いたします。

休 憩 午前11時56分

再 開 午後 1時30分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。



[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

中根議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目、不登校児童の状況と適応教育について、2点目、子どもを守る防犯対策については、教育部長からの答弁とさせていただきます。

次の3点目、1番、第4次男女共同参画基本計画についてお答えをいたします。

国においては、これまで平成11年の男女共同参画社会基本法策定に始まり、平成21年までに第3次男女共同参画基本計画が策定されておりましたが、昨年8月には女性活躍推進法が制定をされ、それを踏まえまして、昨年12月に第4次基本計画が策定をされました。

この第4次基本計画では、平成37年度末までの基本的な考え方並びに平成32年度末までを見通した施策の基本的な方向及び具体的な取り組みが定められておまして、男女がみずからの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる多様性に富んだ豊かで活力ある社会を初め、4つの目指すべき社会が掲げられ、男性中心型労働慣行等の変革、あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた女性活躍推進法の着実な施行とポジティブ・アクションの実行等による女性採用・登用の推進などの視点が、改めて強調をされております。

市といたしましても、この第4次基本計画に基づきまして、次期計画でありますかすみがうら市第3次男女共同参画推進計画を策定してまいりたいと考えております。

今後の取り組みといたしましては、今年度実施いたしました小学生を対象とした出前授業を引き続き実施をしていくとともに、今年度委嘱をいたしました男女共同参画推進委員10名の皆様のご協力をいただきながら、より効果的な事業の検討とあわせまして、平成29年度に予定しておりますかすみがうら市第3次共同参画推進計画策定に向け、準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、4点目、動物愛護のPR強化については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

次に、5点目、子どもの貧困対策と計画策定についてお答えをいたします。

日本におけます子どもの貧困率は、国の指標によりますと、平成24年において16.3%と示され、子どもの貧困対策が課題となっていると承知をしているところであります。子どもたちの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、必要な環境整備と機会均等が必要となっているものと理解をいたしております。

貧困対策につきましては、子どもへの直接的な支援や保護者への支援も必要でありまして、教育分野、福祉分野等々、総合的に推進しなければならないというふうに考えております。

本市におきましては、平成28年度に新たな事業であります生活困窮者学習支援事業に取り組み、子どもの貧困対策を推進してまいりたいというふうに考えております。

詳細につきましては、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

次の6点目、観光の振興推進につきましては、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

1点目、不登校児童の状況と適応教育についてのご質問にお答えをいたします。

項目は3点ほどございまして、まず、不登校児童生徒の実態ですが、本市の平成28年1月末現在の不登校援助指導報告によりますと、欠席30日以上的小学校児童15名、中学校生徒32名、これは昨年と比べまして5名減少してございます。

次に、現在の対応状況ですが、教育委員会としましては、指導室を中心に適応教室「ひたちの広場」でございまして、こちらとの連携、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの学校への配置、さらには、各学校の先生方と連携をし、指導、助言等を積極的に行っております。

学校の対応としましては、家庭訪問や電話相談を基本とし、本人との人間関係づくりに取り組んでおります。また、保護者との話し合いの中で、専門機関との連携や適応教室への通級指導を促すなど、本人・保護者に寄り添った支援を続けております。

最後に、適応教育の具体的な取り組みについてでございますが、ひたちの広場につきましては、平成28年1月現在5名、こちらは小学生2名と中学生3名の児童が通級をしております。このひたちの広場は、何らかの理由で登校できないけれども、再度学校に行きたいという希望を持っている子どもたちの再登校をお手伝いする教室でございます。通級する児童生徒は、登校してきた際に、その日の学習計画を自分で立て、その計画に沿って学習を進めることで達成感や自主性を育てながら、少しずつ集団への適応力を身につけてまいります。これまで、通級の経験を経て再登校に至ったケースもございます。

ただいま議員のご指摘がありましたように、その児童を思う励ましの言葉、あるいはその生徒個人に沿った温かい一言が、今後の生活を大きく変えるきっかけになるものと思います。

教育委員会といたしましても、保護者の皆さんのご理解とご協力をいただき、通級ができる児童生徒が多くなるようにと、学校とも連携をしながら、ひたちの広場の利用促進に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、2点目、子どもを守る防犯対策についてのご質問にお答えをいたします。こちらも3点ほどご質問をいただいております。

まず1点目、学校のこれまでの防犯対策の推進状況ですが、学校危機管理マニュアルを活用した教職員の共通理解を定期的に行い、日々の共通認識、共通実践を継続をしております。また、警察などの専門機関を活用した防犯教室や防犯訓練を年に1回実施をし、児童生徒と職員を含めた学校全体の注意喚起を促しているところでございます。

次に、各学校の防犯用具設置状況についてでございます。

小中学校とも、不審者の侵入時に対応する「さすまた」を2本以上職員室等に設置をし、さらに教室に連絡用の笛を常備するなど、緊急事態に備えるようにしております。

最後に、防犯教室と防犯訓練実施についてのご質問にお答えいたします。

小中学校とも年3回の避難訓練が義務づけされておりますが、うち1回は防犯訓練と防犯教室を同日に実施をしております。防犯訓練では、実際に不審者の侵入時の職員の対応、児童生徒の避難、さらには警察などの専門機関の協力をいただきまして、「さすまた」を使つての不審者

への対応に取り組んでおるところでございます。防犯教室では、警察の協力を得るとともに民間警備会社の防犯プログラムを活用しまして、児童生徒に対し、危険予測能力や危機回避能力を身につけさせるなどの取り組みも行われております。

緊急事態はいつ発生するか予測できませんので、常に対応できるような体制を保つよう、留意してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、4点目、動物愛護のPR強化についての1番、犬・猫の致死処分の実態についてお答えいたします。

これまでの取り組みについて経過等を交えて説明させていただきます。

茨城県では、平成15年5月に、人と動物が共生する地域社会の実現に向けて「茨城県動物愛護管理推進計画」が策定され、その後、平成18年に「動物愛護及び管理に関する法律」が改正されたことに伴い「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」が示されました。それを受けて、平成20年度から平成29年度の10年を計画期間として「茨城県動物愛護管理推進計画」を改定しております。

その計画において、犬・猫の引き取り頭数や犬・猫の譲渡頭数などに対して目標が定められており、引き取り頭数につきましては、平成18年度実績が7,642頭に対しまして、約半分の3,500頭未滿と示されております。また、譲渡頭数につきましては、平成18年度実績270頭に対しまして、平成29年度までに500頭以上と示されております。

平成26年度の実績といたしましては、収容頭数が5,251頭、うち引き取り頭数が3,203頭、殺処分頭数が3,969頭、譲渡頭数が1,107頭となっており、現状で茨城県全体の取り組みが功を奏して、引き取り頭数と譲渡頭数の目標を達成しているところでありますが、犬・猫の引き取り頭数が全国ワースト8位、殺処分頭数は全国ワースト10位となっており、全国的に悪い数字という状況にあります。

このような現状を受けまして、平成27年10月に同計画が再度改定されており、さらに高い目標を設けて全国的に取り組んでいるところでございます。

当市におきましては、犬・猫合わせた引き取り頭数が平成26年度で49頭となっており、これは県内の同規模の市町村に比べて少ない頭数となっております。しかしながら、当市で引き取られる犬・猫のほとんどは避妊や去勢をしなかったがために生まれてしまった、飼えなくなって捨てられた子犬や子猫であり、避妊・去勢手術のいわゆる「生まれない手術」の周知徹底、飼い主の方々へのマナーアップにかかる啓発活動を、今後も進めていく必要があると考えております。

次に、4点目、2番、市民に動物愛護の精神を普及する広報PR強化についてお答えいたします。

市内におきましては、子犬や子猫の遺棄に加え、犬の放し飼いや野良猫への餌やりなどの行為者のマナーが原因の苦情が担当課に多く寄せられているところであります。これらにつきまして

は、行為者に対して口頭による指導を行ったり、狂犬病の集合注射の際にチラシを配布することで啓発を行ってきたところであります。

また、平成27年9月には、「飼い主のルールとマナー」及び「猫を屋内で飼いましょう」という内容の回覧、さらには平成27年10月に動物愛護推進月間に合わせ、今年度のスローガンである「あなたの街を糞ゼロ・放し飼いゼロにしよう」という内容で、広報誌やお知らせ版及び市ホームページに掲載を行っております。今年度はそれに加え、先日発行いたしました広報誌2月号において、「いま一度考えてみてください～他人の迷惑にならないために」という見出しで、野焼きの禁止の内容とともに動物愛護及び飼い主のマナーアップに関するページを掲載させていただいており、それと同時にホームページにて動物関係のトラブルについての記事を掲載させていただいております。いずれにいたしましても、昨年以上の情報発信に努めてまいったところでございます。

また、今年度につきましては、犬の飼い主の義務の啓発及び畜犬登録台帳の整理を目的といたしまして、高齢で長年狂犬病予防注射の実績のない犬や飼い主が転出している犬などを対象に、狂犬病予防法により狂犬病予防接種が義務であることと、犬が死亡していたなど登録事項に変更があった場合は、市町村に届け出ることが義務づけられていることを通知し、登録犬の現況調査を行っております。

成果といたしましては、昨年度、当市における接種率が57.3%であったのに対し、本年2月時点では64.7%となっており、現時点で昨年の茨城県平均64.6%を上回る結果となっている状況です。

今後につきましても、動物愛護の精神を普及する広報PR強化及び狂犬病予防注射の接種率の向上に努めてまいります。

最後に、今後の具体的な取り組みについてお答えをいたします。

昨年10月に改定されました茨城県動物愛護管理推進計画に基づき、今後も広報誌やホームページを活用して、より一層のPRを行うことはもとより、飼っている動物が本当に愛されるためには、飼い主が正しい知識を持ち、ペットはその命を終えるまで責任を持って適正に飼う、いわゆる終生飼養を行っていただけるよう啓発を実施してまいります。

次に、6点目、1番の現況と課題についてお答えいたします。

本市の観光資源は、市の北西部の筑波地域と南西部の水郷地域を擁する水郷筑波国定公園地域など、雄大な景色や多くの歴史的な遺産に恵まれています。観光リゾートに対する需要は年々増加していますが、その形は、発達した交通網を活用した広域滞在型に移行するとともに、高齢者や小グループ、家族による旅行が増加し、観光ニーズも多様化してきています。

このような変化に対応するため、果樹観光農園の集積する地域では、観光客の受け入れ態勢の充実に努め、また、霞ヶ浦周辺地域においては、サイクリング環境の充実に努めることで観光交流人口の増加に努めていきます。また、市推奨品を統一的にブランドとして推奨・PRしている「湖山の宝」プロジェクトについても、新商品の開発に努めていきたいと考えています。

歩崎公園や雪入ふれあいの里公園等の主要観光施設は、体験学習、休養機能の充実に努めながら、観光拠点として魅力ある魅力づくりを行っていくことが課題となっておりますが、その地域ならではのイベント等を企画し、魅力ある観光施設になるよう努めています。

このような課題に重点的に取り組みながら、都心から近いという立地を生かし、身近で気軽な観光エリアとしての魅力を向上し、かすみがうらブランド「湖山の宝」の知名度を高め、本市の恵まれた自然環境を生かしたイベントを企画し、引き続き魅力ある観光づくりに努めていきたいと考えていますので、ご理解、ご支援をお願いいたします。

次に、6点目、2番、観光拠点のPRについてお答えいたします。

歩崎公園や雪入ふれあいの里公園など、主要観光施設の充実を図り、帆引き船発祥の地や果樹観光のふるさととしてのイメージを生かしながら、観光拠点ネットワークの形成と多様で魅力ある観光を提供する活力ある観光地の実現を目指して、PRすることに努めております。

また、新たな地域連携販売力強化施設として平成27年3月に竣工しました交流センターにつきましては、これまで2回公募をいたしました。残念ながら応募者がいない状況でしたので、昨年9月から12月にかけて、月1回、歩崎公園でのイベントに合わせ、地元の特産品販売会を実施してきました。

交流センターについては、古橋議員への市長公室長からの答弁と重複しますが、本市において、地方創生に向けた取り組みの一つとしてサイクリングプログラムの構築事業を実施しており、その活動拠点として活用していく予定となっています。この事業は、地域の魅力をサイクリングを通して体験してもらうもので、この中には地域産品を生かした商品の開発も含まれており、本市の交流人口の拡大と地域の活性化を目指すものとなっております。

今後も本市の恵まれた自然環境を生かし、史跡めぐりや旬のスイーツめぐりなどのサイクリング事業や雪入山でのハイキング、昆虫ウォッチングなど、特性を生かしたイベントの企画により、交流人口の継続的な拡大をしていくとともに、地域産品のPRを含め、観光拠点のPRに努めていきたいと考えておりますので、ご支援とご理解をお願いいたします。

6点目、3番、新たな観光資源づくりについてお答えいたします。

本市は山や湖に囲まれ、豊かな自然に恵まれています。霞ヶ浦を周遊するサイクリングコースや周辺の自然を生かした雪入山のトレッキングなどによるスポーツイベント開催や地域産品のPR・体験型観光を推進し、新たな交流をつくりたいと考えます。

自然環境を生かしたスポーツイベントの開催では、現在実施しているかすみがうらエンデューロのノウハウを生かし、地域特産品の販売活動と一体となったツアー企画やイベントを開催し、交流人口の増加を図り、集客を促進するため、安全で快適に利用できるサイクリング・トレッキング環境の充実に努めます。

体験型観光の推進としては、観光果樹園での果物狩りを初め、収穫体験イベント等を通じて都市との交流を深めながら、地場産品を広く知ってもらうことで販路拡大に努めます。

また、豊かな観光資源を生かした観光事業を促進することで、交流人口の拡大による地域経済の活性化、市民の地域の誇りや愛着の醸成につながると考えますし、かすみがうら市まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、極めて重要な分野と言えます。

筑波山や霞ヶ浦は、本市のみならず広域で共有する観光資源でありますので、筑波山周辺地域や霞ヶ浦周辺地域の市町村と連携し、散在する観光資源のネットワーク構築を図りながら、本市独自の個性を生かせるよう観光資源を活用し、新たな魅力あるまちづくりを進めていきたいと考えていますので、ご理解とご支援をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

中根議員さんの5点目、子どもの貧困対策と計画策定についてのご質問につきましては、先ほど市長から答弁がございましたが、私からは、初めに1番、子どもの貧困実態調査についてのご質問にお答えをいたします。

子どもの貧困対策につきましては、中根議員のご指摘のとおり、子どもの貧困対策の基本となる法律として、子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行され、国等は子どもの貧困対策を総合的に推進し、対策に取り組むこととされております。

子どもの貧困対策の推進に関する法律第14条に、「国等は子どもの貧困対策を適正に実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究その他必要な施策を講ずるものとする」とあり、その中で実態調査も実施され、子どもの貧困の実態などが把握できるものと思われまます。現在は、児童扶養手当の受給者や準要保護児童世帯などの情報により、経済的影響で生活に苦慮している方を把握しております。

28年1月1日時点の状況を申し上げますと、児童扶養手当給付者数は352世帯で、児童数は530名でございます。近年、微増傾向にあります。また、準要保護児童生徒数は147名で、児童生徒数に対しての割合は、近年4%から5%と横ばいの状況でございます。引き続き、情報収集による実態把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、5点目、2番、子どもの貧困対策基本法の実実施計画についてのご質問にお答えをいたします。

子どもの貧困対策の基本となる法律として、先ほどの法律第9条の2に基づき、都道府県は計画を定めるようになっており、茨城県においては平成28年度から平成32年度を計画の期間と定め、現在作成中と聞いております。

県の実実施計画の重点項目としては、国の大綱にあるように、学校教育による総合的な教育支援、安心して生活するための生活支援、就労機会を確保する就労支援、児童扶養手当の支給等の経済的支援となっており、当市においては、国が定めた大綱や県が定めた実施計画に基づき、支援施策を講じてまいりたいと考えております。

なお、平成28年度においては、先ほど市長よりご答弁を申し上げましたように、新たな事業として、生活困窮者支援事業の任意事業である学習支援事業を実施する予定でございます。中学生に対して学習支援を行うなど、子どもの貧困対策に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、5点目、3番、国の補助金の申請状況及び今後のスケジュールについてのご質問にお答えをいたします。

平成28年度、子どもの貧困対策として実施を予定しております生活困窮者学習支援事業は、補助率2分の1の国庫補助事業で、この事業は任意事業のため人口規模等の計算により補助限度額があり、現時点において、当市は事業ベースで600万円、補助限度額は300万円というような内容になってございます。

学習支援事業は、将来の就労による自立を促すものであり、国の実施要領に基づき、高校進学を支援するため中学生を対象として事業を実施するものであります。学習支援の実施場所は、市内中学校区に各1カ所の計画で、1カ所の限度額は事業費ベースで200万円での事業を考えております。

補助金の申請につきましては、平成28年度事業であるため、県を通して4月以降に申請等の事務手続を予定しております。

実施スケジュールとしましては、当該事業は委託による実施を考えており、4月にプロポーザル方式により事業者を募集し、5月に選定、6月に生徒を募集し、7月から学習支援事業を開始する予定と計画をしております。対象者が中学生であるため、中学校等の教育現場からの協力を仰ぎ、事業を推進してまいりたいと考えております。ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

最初に、不登校児童の状況と適応教育についてお伺いさせていただきたいと思うんですが、やはりこの児童生徒一人一人の個性とか能力に応じた、やはりきめ細かな指導が、私は最も大事ではないかと感じているところなんですが、やはり教育の観点から、この新しい時代に対応できるような教育の推進について、やはり今後、そういう工夫をしなければならぬ大変な時期に差しかかっていると私は実感するんですが、教育長はどのように受けとめておりますでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ただいまの中根議員さんの質問にお答えします。

各学校に不登校児童、あるいは生徒数の調査というのが、毎月報告が上がってきておりまして、各学校とも、この数をいかにして減らしたらいいかということで、毎年苦心しているところでございます。

それで、特に欠席30日以上の子童生徒数が、これが大きな課題ということになってくるわけなんですけれども、この数が一つの30日以上の子童生徒数を極力少なくする、これを大きな教育課題として毎年各学校で取り組んでいるわけなんですけれども、本市としては、昨年度に比べると漸減の傾向が見られたかなということで、ただ、これも毎年毎年変わるものですから一喜一憂するというわけにはいかないんですけれども、少なくともこの数を毎年毎年少なくしていくということが大きな各学校の課題ということで認識しているところでございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

それから、やはり不登校児童の、いろいろと不登校児童になる原因、それはやはりいろいろと家庭環境とか、あとはいろいろと複雑なものが絡み合っただ不登校になっている場合、また、いじ

めに近いような状況の中での不登校児童になる場合、さまざまな複雑なものが絡み合っただけの不登校児童になっているのかなと私は現場を通して感じているわけですが、そういう中で、どうしてもこの家庭の事情とか複雑な原因で不登校になっている児童に対して、先ほども話がございましたように、やはり今から11年前に適応教室を設置させていただいた中で、当時は15名ぐらいの不登校児童が適応教室「ひたちの広場」のほうで学び、心のケアも含めて授業を受けていたということがございましたけれども、今は先ほど話があったように、5名という非常に少なくなっていることはありがたい反面、やはりこの適応教室にどうしても来られない人、それに対しての手だてについてはどのように今対応している状況でしょうか。どうしても抵抗があって行けない人がいらっしゃるかと思うんですね。その児童に対してはどのような手だてをしていますでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

アクセスの問題があったり、家庭がなかなかひたちの広場まで子どもを送迎できないという事情があったりして、各学校で受け入れてもらっているというような実情がございます。できるだけ、そういう子どもさんは子ども同士の中でのトラブルとか、あるいはちょっとした言葉、言っている子どもはそれほどではなくても、受けとめる子どもにとっては非常に重く受けとめてしまうということで、それが教室に行きづらくなってしまいうようなことで、とにかく教室へ入れなくても保健室、あるいは相談教室で対応するというような形で、その子どもの実情にできるだけ沿うような形で対応するというを基本に、かかわりというのを大事にしていっているということで進めておるところでございます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

この不登校児童対策といたしまして、やはり教育相談の充実が一番大事かなと今思っているところなんです、やはりさまざまな問題を抱えている児童生徒に保護者を対象とした教育相談の充実、これをやはり推進することがもっと深く大事な要素かなと思っております。

それとともに、やはりスクールカウンセラーによる心のケア、心の部分というのはなかなかすぐに解決できない非常に奥深いものであると思いますので、このスクールカウンセラーの対応する方も、やはり心のケアに対しては慎重に、そして、やはり子どもの立場になって、まずは子どもさんの話を90%聞く。こちらから指導するという事はなるべく最後の部分の10%ぐらいにして、90%ぐらいは子どもさんの考え、悩んでいることを引き出すということが基本なわけです。それが、いかにもその子に対して押しつけであったり、圧力であったりというようなカウンセラーではなくして、あくまでも聞き上手、子どもさんの聞いていただくということは、私のことを真剣になって受けとめてくれたという、大人の世界でもそうですけれども、そういう聞き上手にならないと、なかなか子どもさんは心を開いてくれない、そういうものがありますので、どうかその辺も敏速に対応していただきたいと思っておりますので、これは要望として申し上げますので、何とぞきめ細かな教育指導を徹底していただきたいと思っております。

次に、子どもを守る防犯対策についてでありますけれども、やはり先ほど年1回、警察による



教育もしているという話を伺いましたけれども、できれば私は年2回ぐらい実施してもいいのかなと思いますけれども、そういう計画、今後見直しも含めてそういう計画はございませんでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

防犯教室、防犯訓練につきましては、ただいまは、現在のように3回のうちの1回をとということでございますが、そのほかにも、学校では、随時に警察であったり民間の警備会社等の協力をいただいて、あるいは民間ボランティアの方々の協力をいただいて、随時的にいろんな活動、勉強会を行っております。

例えば、登下校の際に呼びとめられるとかというようなケースもあるそうでございまして、そういったときにはどういうふうに対応するか、こういったことを警察とか防犯警備会社等の協力をいただいて、実際にロールプレイングで学んでいくと。さらには、最近は携帯電話によるトラブルというか、小学生、中学生もあるということが新聞等でもにぎわせておるようでございますが、こういうこともございまして、携帯電話会社にも協力をいただいて携帯電話の使い方の指導を受ける、例えば、詐欺であったり、ネットの被害、こういったものに遭わないようにするためにはどういうふうにするか、そういったものを、説明会等も学校によってですけれども、それぞれ随時対応しているようでございます。

千代田中学校のケースで申し上げますと、不審者を想定した訓練、これは授業中に教室に不審者が侵入してきたと想定をした中で生徒と教職員が対応すると、そういったような訓練であるとか、さらには、登下校中に手をつかまれた、あるいは自転車をつかまれた、リュックをつかまれた、いろいろケースがあるそうでございますが、こういったことを随時的にも子どもたちに対して適切な対応をとということをいろんな団体のご協力をいただきながらやっているということもありますので、当面はこういった形を継続していきたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

それから、これは共通した防犯対策の中で、やはり危機管理マニュアル、今策定したマニュアルに基づいて実施しているということでございますよね。やはりマニュアルを、この時代の流れ、また、状況の変化によって見直しということについては考えているのでしょうか。防犯危機管理マニュアルについての、その辺をちょっと伺いたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

やっぱり社会の変化というものが非常に目まぐるしい、そういう状況でございますので、一度つくったからといって、それがほぼ永久的に使えるものではありませんので、できるだけ見直しについては、年に一度はするようにというようなことで、各学校にそういう伝達、あるいは指導

はしておるところでございます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

それでは、この防犯マニュアルの危機管理マニュアルについても再度見直しをしていただいて、やはり子どもさんが安全・安心な学校生活が送れるような、そういう対策をさらに講じていただきたいと思います。これは要望として申し上げます。

次に、3点目、第4次男女共同参画基本計画についてなんですけれども、今回、市長は市政方針の中で、第2次を基本ベースとした流れを推進していくということでございますけれども、やはり国のほうでも、今回この女性活躍推進法という形で、女性の採用とか登用とか能力活動のための事業主行動計画策定を事業主に義務づけ、女性の職場生活における活躍の推進に関する法律となっている内容になっているわけです。

そういう中で、今後、基本計画を作成するに当たって確認の意味で、特に今回4次計画で改めて強調している点、7点ほど確認しておきたいと思います。それに基づいて、第4次計画を作成していただきたいと思いますので、第1点目が、女性の活躍推進のためにも、男性の働き方、暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性中心型労働慣行等を変革し、職場、地域、家庭等、あらゆる場面における施策を充実していくということが第1点目になっております。

第2点目が、あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた女性活躍推進法の着実な施行やポジティブ・アクションの実行等による女性採用・登用の推進、加えて、将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取り組みの推進。

第3点目が、困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援等による、女性が安心して暮らせるための環境整備。

第4点目が、東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、男女共同参画の視点からの防災、復興対策、ノウハウを施策に活用していく。

第5点目が、女性に対する暴力の状況の多様化に対応しつつ、女性に対する暴力の根絶に向けた取り組みを強化する。

第6点目が、国際的な規範、基準の尊重に努めるとともに、国際社会への積極的な貢献、我が国の存在感及び評価の向上。

7点目が、地域の実情を踏まえた主体的な取り組みが展開されるための地域における推進体制の強化、この7点が、特に強調している視点でございますけれども、この視点に沿った計画、また、かすみがうら市に合った計画を作成していただきたいと思いますので、これは要望として申し上げます。

それから、これは市長に答弁をお願いしたいと思うんですが、この女性の管理職の登用についての考え方なんですけれども、男女共同参画のほうでは数値目標が設定され、30%という1つの目標が以前設定されましたけれども、到底目標には到達しない状況ですけれども、この管理職の登用について市長はどのような思い、どのような決意をしているのか伺いたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

男女共同参画社会、これは絶対に必要なことだと思います。これまでどちらかという、男は労働、女性は家庭というような時代が長かったわけですが、そういう中で、それぞれの人権、あるいはまた、ともに支え合う社会をつくっていくことは極めて大事でありまして、そういった社会を少しでも進めるために、私ども、この職場等におきまして、それぞれの立場があって、家庭環境とか何かの立場があって難しい面もありますけれども、その気持ちがある方を支えていける、あるいはまた役職に向かっていける、そういった環境づくりについては、前向きに本人の意向等も踏まえまして整備をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

ぜひとも優秀な女性につきましては、管理職の登用、そして女性の視点での発想をこのかすみがうら市の施策においても反映していくということが大事なときではないかと私も実感しておりますので、ぜひとも市長のそういう思いを反映させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、動物愛護のPR強化について、環境部長のほうから具体的に説明なり取り組みがございましたので、私のほうからは要望として申し上げておきたいと思っておりますけれども、早速2月のかすみがうら広報の中で、このPRをしていただいて、本当にありがとうございました。

そういう中で、PRをしていただいたんですけども、いまいち文字が細かい、また、もっとわかりやすい表現で文字を大きくして掲載していただければと思いますので、次回掲載する場合には、もっと見やすく文字を大きくして、簡潔にお願いをしたいと思いますのですが、どうでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

担当課と協議をいたしまして、わかりやすい形、また大きな文字で掲載するような形で検討したいと思います。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

では、よろしくお願いをいたします。

次に、第5点目ですけれども、子どもの貧困対策と計画策定についてお願いをしたいと思うんですが、やはりこれは一番大事なことで、私、いろいろな角度から再度伺いたいと思います。

今回の事業は、教育支援の事業となっておりますよね。そういう中で、まず計画につきましては、やはりきめ細かな配慮が大事かと思うんです。今回、国のほうから4月以降の申請になるわけですね。そういう中で、総額で600万の事業費で、3カ所の事業所でこれは事業を展開するということになると思うんですが、600万のうち300万が国のほう、それからあとの300万は市の持ち出し、合計で600万という事業計画でよろしいんでしょうか。再度確認したいと思います。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

ただいま議員さんからご指摘をいただきましたような内容でございます。全ての3事業所を含めまして、3カ所で600万円というようなことでございます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

ありがとうございました。

それから、やはり経済的に大変な状況で、塾に通えない子、そして勉強してもなかなか塾に行けない子ということが、よく私は相談を受けますけれども、貧困の中でどうしても経済的に大変な状況で、友達が塾に行っているんだけども行けないという話を、よく私は現場で伺います。

そういう中で、今回の施策については、本当に私は大歓迎をしたいと思えますし、子どもさんにとっては本当にありがたい事業かなと、私は受けとめております。早速申請をして、補助金を市のほうに申請するということが事業展開をしていくということですので、私は本当にありがたく心より感謝をいたしているところでございます。

それに伴って、これはぜひとも市の広報なり、また対象者には周知徹底をしていただきたい点がございます。今回、子どもの貧困対策の支援策として、今回の国のほうの補正予算、また28年度の国の予算の中に盛り込まれておりますけれども、やはりこの児童手当の拡充について、きちっと予算化されておるわけでありませう。

そういう中で、第1子は4万2000円、今までどおりだと思うんですね。マックスで4万2000円だと思います。しかし、第2子からは5,000円だったのを1万円に倍増される。それから、3,000円だった子どもさんが今度は6,000円になるということで、非常に拡充されている内容になっているわけですね。以前から第1子と第2子の差が余りにもかけ離れたというかなり苦情等もございましたので、国のほうでは、今回このような拡充策をとったのかなと私は推測をいたしますけれども、これはやはり大事なことかなと思います。

それから、高校の奨学金、これは返さなくてもいいお金ですよ。国のほうから給付される高校生に対しての給付金です。この給付金についても、公立高校の場合には、今まで3万7400円しか給付されていなかったのが、今度は5万9500円に拡充されます。それから、私立高校が3万9800円だったのが、6万7200円に拡充されるということになるわけですね。それから、それに伴って、低所得の多子世帯、ひとり親の保育料の軽減というのが今回予算化されております。ということは、第2子は第1子の半額、第3子は無償ということになりますけれども、従来、子どもの欲しい方に数え方に年齢制限があったわけですね。今回の国の改善策というのは、全ての要件を撤廃しました。撤廃をして、そして、年収が360万未満が対象ですから、大半の人が対象になる、こういう内容に変わりました。

それから、ひとり親の場合、幼稚園で年収が270万未満の住民税非課税世帯は無償になります。同約360万以下未満は、幼稚園、保育所とも第1子は半額になります。第2子以降は無償にと、こういう流れに新年度の補正予算の中には盛り込まれている内容でございますので、非常にこの

内容は、貧困家庭にとっては朗報ではないかと私は思っております。こういうことをやはりなるべく早く周知徹底をしていただければ、非常に皆さん安心されるんじゃないかなというように私は思います。

というのは、私もどういふわけか、この貧困相談が、子どもさんも含めて親の貧困対策推進法もごございますけれども、この1月、2月で、貧困状態の相談が18件ほどございました。その中には深刻なものもございまして、明日食べる米もない、そういうふうな相談があったり、これは1人ですけれども。それと、やはり子どもさんが本当に今大変な状況だという、そういう話を伺ったので、本当に今回の貧困対策というのは、もう本当に私にとってみれば、また執行部の皆さんからとってみても、本当にありがたい施策かなというふうにと受けておられるかと思っております。

だから、そういう中でどうかこの貧困対策については、まずはできるところから実施していただく、今回の学習支援、教育支援というのは茨城県下の各市町村でも結構手を上げて実施する市町村がかなり多くなるのかなというふうには私は推測をしておりますけれども、まずはできるところから高校進学もできる、そして相談もできる、途中で中退することもなく行けるといふ、そういうふうなことを1日も早く立ち上げていただいて、市民の安心・安全を確保していただきたいと思っておりますので、部長のそういう思い、決意をお願いしたいと思っております。

**○議長（藤井裕一君）**

保健福祉部長 金田克彦君。

**○保健福祉部長（金田克彦君）**

ただいま中根議員さんからご指摘をいただきました制度的なものを含めまして、当然、制度的には進めるというようなことではございますが、子どもたちの学習支援につきましては、全国でも茨城県が大分悪いというような状況にございまして、27年度、今年度中にも、前副市長であった石川さんなどもここへお見えになって、そのようなところにぜひというようなお声がかかってもおりますので、28年度にはぜひともこの仕事のほうは実現したいというようなことで思っておりますので、よろしくご理解のほどをお願いしたいと思います。

**○議長（藤井裕一君）**

12番 中根光男君。

**○12番（中根光男君）**

それでは、ぜひとも1日も早く実現できるように、事業者の協力も得ながら、ボランティアさんの協力も得なくてはならないと思っておりますけれども、そういう中で、どうか安心・安全のまちづくりにさらに尽力をお願いしたいと思います。

それでは、最後に、観光の振興についてを再度伺いたいと思うんですが、観光の振興については、まず、歩崎公園を初めとして、雪入ふれあいの里公園、その他休養機能の充実、それから内容の充実、魅力ある施設づくりも含めて大事ななと思っておりますので、この魅力ある施設づくりについてはどのように受けとめていきますでしょうか。できること、できないことがありますけれども、できる範囲での魅力ある施設づくりについてはどのように受けとめていらっしゃいますでしょうか。

**○議長（藤井裕一君）**

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

お答えいたします。

観光課につきましては、今まで管理いたしましたベーシックなところの水族館とか、また資料館とか、そういう長年の間の観光施設ということでございますけれども、そういうものの改善とかそういうものを推進していきたいと思っております。

また、観光の関係におきましては、地方創生の関係もございまして、観光の広域ルートというような組織も関係してくるものが9つぐらいありますけれども、施設等はまた別になりますけれども、そういう広域関係の協議会の活発化とかそういうものが期待をされますので、そういうものに乗っていったらと考えております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

それと、やはりかすみがうら市と言え、果樹のふるさとのイメージに合わせて、やっぱり施設の展示、いろいろ展示してありますね、あちこちに。展示の充実とか、特性を生かしたイベントの企画、イベントやっていますけれども、もっと数多くイベントを企画して、これは観光ニーズのやはり確立をしていくということが大事かと思うんですが、このイベントの企画については、今後どのように具体的に取り組んでいくのか、その辺も交流センターを中心としての観光拠点になっていくのかなという感じはしますけれども、やはり観光のニーズを把握していくことが私は大事だなと思うんですね。だから、この施設の展示も刷新していく。そして、イベントの企画もやはり斬新なイベント企画を設けていく、また発信をしていくということが大事かと思うんですが、その辺のイベントについての考え方はどのように思っていますでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

これまでのイベントですと、あゆみ祭りとかすみがうらエンデューロというようなことで、拡充できるものとできないもの、中身を整備していくもの、いろいろあると思っておりますけれども、このほかのイベントということで、現在のところ、まだ検討はしておりません。

ただ、この今までのイベントを拡充していただく中で言われてきましたのは、サイクリング関係のイベント等が地方創生でも叫ばれているところがございますので、また茨城県とも共有いたしまして、その辺の拡充ができたらと思っております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

それから、先ほど答弁の中に体験型農園という話もございましたし、また、果樹の収穫イベントということもお話ございましたね。その中で、やはりこの体験型農園でやはり成功しているところがたくさんございますので、例えばこの体験型農園、また農家民宿なんかでもかなり成功し

ている地域もございますので、農家民宿、非常に難しい点はあると思うんですが、農家民宿との連動した体験型農園、また収穫イベント、また空き教室になった教室の有効利用も含めた中で、総合的にこういう観光拠点ということも視野に入れた検討も大事なのかなと私は思っていますので、その辺も含めて、このブランド化、そして「湖山の宝」という中での発信をもっともっとうしていただいて、また話の流れは変わりますけれども、ふるさと納税の中でかすみがうら市もたくさん農産物、加工品もかなりPRできているというように公室長のほうから伺っておりまして、非常に今回、このふるさと納税の中でかすみがうら市のいろいろな果物とか加工品が全国に知名度を上げたのかなというふうには私は本当にうれしく思っております。

というのも、私も今回ふるさと納税の中で、柿を出品しました。それもやはり3Lクラスの柿でありましたけれども、そういう中で相手の方から電話もいただきました。すばらしい柿、ありがとうございましたと、私は本当に大感動でした。このように、やはり喜ばれる、そういう農産物、喜ばれるそういうふうな納税ということに対して、私は本当に涙が出るほどうれしく思いました。

これからもこのようないろいろなかすみがうら市の農産品、果物・加工品も含めて、観光と連動したそういう取り組みをしていただきたいと思います。

最後に、この観光施設間の連携、それらを結ぶネットワークづくりの推進と、本市が持つ多彩な観光資源を紹介する、そして、集客力の向上に努めていく、そういうことをさらに努力していただきたいことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。大変ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。約10分間の休憩といたします。

休 憩 午後 2時31分

---

再 開 午後 2時43分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

日本共産党の佐藤文雄です。2月19日、日本共産党、民主党、維新の党、社民党、生活の党の野党5党の党首会談が開かれ、戦争法廃止法案の国会提出とともに、戦争法廃止や安倍政権打倒に向け、国会や国政選挙で協力を行うことなどを確認しました。憲法に真っ向から反する戦争法を安倍政権が強行成立させてから5カ月、安倍政権への国民への悲観と怒りが広がる中、野党5党の間でしっかりした合意を実現したことは、安倍政権の暴走をとめたいと思う国民世論を受けとめたものであります。立憲主義を取り戻す国民の闘いの前進のため、画期的な合意だと考えます。日本共産党は5野党の合意も生かし、戦争法廃止の2000万署名など運動を強め、戦争法廃止

と立憲主義を取り戻す闘いを一層強める決意であります。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

1、入札制度の改善について。

問1、入札談合防止のため、予定価格の事後公表について、市長の見解を伺います。

この間、美並小学校増築工事及び同小学校プール改築工事の変更工事請負契約問題で、設計業者の積算ミスが連続しました。私は、設計業者の積算ミスを不問にすることは許せないと同時に、工事請負業者についても、設計図書も確認せずに内訳書のみで入札したことは問題だと指摘しました。全国市民オンブズマン連絡会議の代表幹事を務めた大川隆司弁護士は、予定価格の事前公表について「真剣に工事ごとに見積もりさせ、企業努力をさせるためにはオープンにしないほうがよい。談合体質がなければ予定価格を知っても仕方がない。予定価格の事前公表はやめるべきだ」と述べています。市長の見解を求めます。

2、広域ごみ処理施設建設問題について。

ごみ問題は、広域的に集め、大型焼却炉で燃やせば解決するものではなく、いかにごみを出さないようにするかであり、そのために住民自身が自発的にごみの減量・資源化に取り組むことではないでしょうか。そして、このようなまちづくりに行政が真剣になって支援し、取り組むことにあると私は考えます。

問1、当市のごみ減量と資源化の取り組みについて伺います。

当市の一般廃棄物処理基本計画では、ごみ減量化目標を1人1日当たりのごみ総排出量を平成25年度比、1,044グラムであります。平成41年度まで約10%、940グラム削減するとしています。また、資源化率について、目標を平成25年度比20.3%で、平成41年度まで23%を目指すとしておりますが、余りにも低い目標だと考えますが、答弁を求めます。

問2、現有施設の延命化について伺います。

私は、基本的にこの新治広域事務組合の環境クリーンセンターをできる限り長持ちさせる、そして、ごみの減量を徹底的に図りながら、炉の改修も含めて、できる限り維持管理が徹底できるようにすれば十分だと考えております。土浦市は、既にごみの減量化も含めて長寿命化計画を実施して、昨年度からその取り組みをしております。そういう中で、3市1町による広域ごみ処理場建設計画が突然浮上いたしました。住民の皆さんには、十分に情報が伝わっていないことがあるため、昨年10月、私はアンケートを市民の皆さんにお願いをいたしました。前議会でも紹介いたしました。アンケートの結果から、現有施設を改修し、長持ちさせて使うという回答が82%、新たな広域ごみ焼却建設に賛成が7%、わからない・無回答が11%ということです。このように、市民の声に答えるべきではないでしょうか。

新治広域環境クリーンセンターの精密機能検査の結果も、特に異常は見られません。私は、2010年、平成22年に出された「長寿命化手引き」による検証が必要だと考えます。また、広域化路線から脱して、独自の長寿命化を進める他市の取り組みをどのように評価しているのですか。

以上、2点、市長の答弁を求めます。

問3、新治地方広域事務組合と霞台厚生施設組合の二重行政について、改めて伺います。

新治地方広域事務組合は実際のごみ処理業務を行い、一方の霞台厚生施設組合は3市1町の新たな広域ごみの処理施設建設に向けた業務を行うとしております。しかし、新治地方広域事務組合



の解散に向けた3市、いわゆる土浦、石岡、かすみがうら市のこの3市ですが、この合意がなされておられません。協議すらなされていません。解体費用や財産処分など具体的な内容も示さず、新たなごみ処理の広域化に突っ走ることは問題であります。市長の答弁を求めます。

問4、住民不在の広域ごみ処理場建設について伺います。

4市町による広域ごみ処理施設建設について、一昨年7月の市長選挙で坪井氏が市長に返り咲きを果たした後、急展開をいたしました。しかし、市長選では、ごみ処理広域化を公約に上げていません。加えて、昨年の市議会議員選挙でも、私を除いて候補者の誰一人としてごみ処理広域化について言及または公約に上げておられません。選挙後、開かれた昨年3月定例議会に、突如霞台厚生施設組合への加入について議案が出されましたが、私は、広域化先にありきで住民に正確な情報が提供されていない、議論を尽くし、その上で、住民投票で決めることも視野に入れるべきだとして拙速な加入に反対をいたしました。私はそのことを踏まえ、昨年10月に独自に市民アンケートを実施いたしました。その結果、「建設の是非は住民投票で問え」ということについては、賛成が73%、反対が17%となっています。このように、知れば知るほどおかしいと思う市民が多いのではないのでしょうか。住民不在は明らかです。ごみ処理広域化及び新治地方広域事務組合環境クリーンセンターの延命化による利活用も含めた当市独自のアンケート調査を、改めて全市民対象に実施する考えがないか、明確な市長の答弁を求めます。

3、国民健康保険について。

問1、国保税の引き下げについて改めて伺います。

私は、今年度から各市町村の国保会計に投入された1700億円で保険税の引き下げを求めましたが、保険給付費の増額分が見込まれるとして一般会計繰り入れの縮小を今後の備えに充てて、保険税の引き下げをしませんでした。この措置は、来年度も継続して実施されます。ぜひ、高過ぎる国保税を改善する財源として活用することを改めて求めます。

また、前議会で、子育て世帯の子どもへの均等割を軽減することを求めましたが、市長は「応益という観点から課税の公平性にかかわる問題であり、難しい」と答えました。私は、子育て支援策として要請したのですが、改定前の均等割額2万5200円、医療と後期高齢者分の合計ですが、にした場合、財源はどれだけ必要でしょうか。

以上2点、答弁を求めます。

問2、国保加入者の無保険状況解消への取り組みについて伺います。

保険証の有効期限が切れて無保険状況の国保加入者は、363世帯、470人もいることが、前議会の一般質問の答弁でわかりました。負担能力を超える国保税を払えず保険証を取り上げられ、手おくれで死亡する人が後を絶ちません。国保は、皆保険制度の最後のとりでです。無保険状況の解消への取り組みについて、答弁を求めます。

4、子育て支援について。

問1、市立さくら保育所の閉所問題について、市長の見解を伺います。

市立さくら保育所の廃止については、坪井市長は、一昨年の市長選の公約で「保護者の合意のもとに廃止時期を決定することをお約束します」としています。しかし、市長は2月5日、保護者説明会で突然、政治的な判断だと称して、保護者の同意もなく、一方的にさくら保育所を平成30年3月末で閉所すると通告をいたしました。これは明らかに公約違反であります。市長の言う

政治的な判断とは、一体何ですか。加えて、さくら保育所が現在地に設置された経過についても、あわせて市長の答弁を求めます。

問2、中学校卒業までの子どもの医療費完全無料化へ、所得制限の撤廃について伺います。

所得制限により医療費福祉費の非該当となっている方は、昨年8月末現在で980名いることがわかりました。完全無料化には3300万円が必要とのこと。これまで国は、独自補助についてペナルティを課してきましたが、今後はなくす方向だとしています。現在、当市のペナルティは約4000万円ほどだとしています。加えて、県では、来年度予算で所得制限の緩和を打ち出しております。今こそ子育て支援として、思い切って踏み込むべきではないでしょうか。市長の答弁を求めます。

問3、学校給食費の無料化について、市長の見解を改めて伺います。

子育て支援の一環として学校給食費の無料化や減額に取り組む自治体がふえております。常陸太田市では、来年度予算で少子化・人口減対策として学校給食費を半分に減額する事業を始めるとしています。改めて市長の答弁を求めます。

問4、就学援助制度の徹底した活用への取り組みと拡充、いわゆる前倒し支給について伺います。

今、子どもの貧困が社会問題となっております。私は、経済的に苦しい家庭でも子どもが安心して学べるように、必要な保護者に情報が届き、十分な援助が受けられる制度の改善が不可欠だと強調し、保護者への就学援助制度の徹底した広報と拡充を求めました。改善されたのでしょうか。

また、私は新たな拡充策として、新入学児童生徒への準備金の入学前の支給を提案いたしました。学校教育長は「今後、他自治体の状況を精査し検討する」と答弁いただきましたが、その検討結果についてお答え願います。

5、下土田の残土問題について。

かすみがうら市や県内の市町村でも、不法な残土事件が後を絶ちません。このままでは、茨城県は首都圏のごみ捨て場になる心配があります。今回起こった下土田の残土事件は、幕ノ内区長である戸田實さんらの勇気ある行動で、その不法性の実態が明らかになりました。にもかかわらず、市当局は業者言いなりで追認を重ねたため、残土搬入は最後までとまりませんでした。結果的に残土はうずたかく盛られた状態となっております。しかし、問題は解決したわけではありません。

問1、下土田の残土問題における畑地への復元について、市長の現状認識を伺います。

地権者は、当初の作物品種であるサツマイモにかえて栗苗を植栽するとしていますが、その後、まともに畑地として復元されているのでしょうか。また、現在残土を搬入した業者とは連絡がとれない状態であり、いまだ完了届が出されておられません。したがって、この残土事件は未解決の状態であります。以上、2点、市長の答弁を求めます。

問2、現区長側に従来どおり幕ノ内区として取り扱うことについて、市長の見解を伺います。

市長は、一昨年の議会の答弁で、幕ノ内区は従来から1行政区として運営されていたが、平成23年3月30日付で新たな行政区の設立届が提出されたことを明らかにしました。しかし、市としては「既存の行政区を分割する理由が見当たらないということから不受理とした」と述べ、「話

し合いによる解決をお願いした」と答えました。しかし、分裂行動をとったのは届け出側であり、現区長側でないことは明らかです。したがって、現区長側に対し、従来どおり幕ノ内区として取り扱うことが当然だと考えますが、明確な市長の答弁を求めます。

6、水道事業について。

茨城県の水道料金が首都圏で一番高い元凶は、八ッ場ダム建設や霞ヶ浦導水事業などの無駄な水源開発にあります。これらの水源開発を続ける限り、水道料金の値上げは避けられません。

問1、八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業について、当市の水道事業計画、いわゆる水道ビジョンと県の水のマスタープランとの整合性について伺います。

八ッ場ダム建設は、人口減少の中、利水面でも必要性は全くありません。加えて、治水面でも鬼怒川の堤防決壊に見られるように洪水時の雨の降り方はさまざまであり、上流にあるダムで洪水調整をしても、中下流域での降雨が卓越すれば、中下流は氾濫の危険にさらされることとなります。ダムでは、流域住民の安全を守ることはできないということでもあります。霞ヶ浦導水事業も目的は失われています。これ以上の無駄な水開発は不要だと考えます。上下水道部長は「八ッ場ダム事業ができた場合、これまで以上の受水量の確保が可能となるが、将来の水需要の伸びが期待できないので現状維持を考えている」と答弁しています。

霞ヶ浦導水事業については、関東地方整備局の事業評価監視委員会が2月22日に開かれ、霞ヶ浦導水事業の再評価が議題になり、工期は2021年度から2023年度に延期されました。来年度は石岡トンネル工事、70%も残っていますが、この入札公告を行い、再来年度から工事を再開する予定になっています。この事業についても、部長は「将来の水需要の伸びが期待できないので、協定水量につきましても見直し要望を検討したい」と答えています。いずれにしても、八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業においては、利水面では必要とする事業とは言えないということではないでしょうか。改めて、当市の水道事業計画、水道ビジョンと茨城県水のマスタープランとの整合性について、地下水の利活用も含めて答弁を求めます。

問2、下水道料金の引き下げについて、市長の見解を伺います。

引き下げ幅が少ないとは言え、水道料金の引き下げが実施され、市民からは歓迎する声が寄せられています。土浦市並みの水道料金に引き下げるには、あと約4000万円が必要ということがあります。ぜひ検討していただきたいと思います。一方、市民からは下水道料金の引き下げの声が寄せられておりますが、市長の見解を求めます。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

佐藤議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目、入札制度の改善についてお答えいたします。

適切な入札執行を行う上で、公平性、公正性や透明性を確保して行うことは重要なことと認識をいたしております。現在の建設工事の入札は指名競争入札を取りやめ、予定価格が130万円を

超える案件につきましては、一般競争入札でご承知のように行っております。

また、入札公告から開札までの間、応札しようとする者と顔を合わせる機会のない郵便入札の方法をあわせて行っておりまして、その上で、予定価格については設計金額を事前に公表を行っているところであります。

今後とも、適切な入札制度の執行に努めてまいりたいと思います。

次の2点目、広域ごみ処理施設建設問題については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

次の3点目、1番、国保税の引き下げについてお答えをいたします。

均等割額を平成22年度並みの2万5200円、医療分と後期支援分に戻した場合、低所得者に対する軽減措置なども考慮しながらシミュレーションいたしますと、約4600万円の追加財源が必要となります。国保税の引き下げということではありますが、前回の定例会においても答弁しておりますが、1人当たりの保険給付費が伸びておりまして、一般会計から赤字分を繰り入れている状況に変わりはありませんので、現段階で国保税の引き下げを行うことは難しい状況にあると言わざるを得ません。

次に、2番、国保加入者の無保険状況解消への取り組みについてお答えいたします。

平成27年12月末現在の短期被保険者証交付状況は533世帯、1,176人となっております。なお、短期被保険者証については、税の公平・公正の観点からも、必要な措置であるというふうに認識をいたしております。

また、短期被保険者にかかわらず、未納によりまして更新手続が行われていない方についても、急な病などの場合においては、納付状況を問わず、随時、短期被保険者証を発行するなどの対応に努めているところであります。

今後とも、納税相談などをして、それぞれの状況に合ったきめ細かな対応を心がけてまいりたいと思います。

次に、第4点目、1番、さくら保育所の閉所についてお答えをいたします。

以前においては、さくら保育所の閉所について、一方的な閉所時期の周知を行いまして、保護者の皆様や児童に混乱を生じたことに対しまして、ご心配をおかけした経緯もございました。私は、選挙公約の一つとして、さくら保育所の廃止については、保護者皆様のご意見をお伺いし、その合意のもとに廃止時期を決定することを掲げさせていただいたところでもあります。市長就任後、父母の会、保護者説明会等において、混乱を生じたことに対して、おわびを申し上げますとともに、市としての保育行政の進むべき方向性を申し上げてまいりました。

そうした中、保護者の皆さん方からさまざまなご意見、ご要望を受け、さらにはアンケート調査を実施するなど、さまざまな意見を踏まえまして、公約でもあります合意形成のもとに閉所を考えておりましたが、全ての保護者の合意形成は得られませんでした。市の置かれているさまざまな問題等を考慮いたしまして、私としましては苦渋の決断ではありますが、平成29年度末の平成30年3月31日をもって、さくら保育所を閉所することを決断いたしました。

今後は、転所に該当する保護者の皆様、児童に対しまして、不安のない転所ができますように対応させていただきたいというふうに考えています。

さくら保育所の現在地に設置された経過等については、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

だきます。

次に、2番、医療費完全無料化についてお答えをいたします。

中学校卒業までの医療費にかかわる所得制限をなくした完全無料化については、平成27年第4回定例会において佐藤議員の質問にもお答えしましたとおり、所得制限を撤廃した場合に、約3300万円の給付費の増加が予測されるところであります。

さらに、市町村が行う子ども医療費助成に対して、国民健康保険の国庫補助の減額をする措置がとられています。今回ご質問の減額措置がもし廃止された場合に、所得制限を撤廃すべきではないかということでございますが、この減額措置につきましては、全国自治会等においても廃止を求めておりまして、厚生労働省の子どもの医療制度のあり方等に関する検討会においても、今春を目途に見直しの結論を出すとして述べております。

仮に、減額措置が廃止されれば、市にとっても財政面でのメリットは少なからずあるというふうに思っております。また、その分を所得制限の撤廃に充てるかどうかについては、廃止が決まった段階で、近隣の状況、市全体の中で検討させていただくことになると思います。

次の3番、学校給食費の無料化について、お答えいたします。

学校給食費の無料化につきましては、以前にもご質問いただいておりますが、本市におきましては、現在も保護者の皆様に給食費の負担をお願いしているところでございます。前回のお答えと重複をいたしますが、学校給食費の無料化は、子育て支援の有効な手段の一つであるというふうに認識をいたしております。

しかしながら、財源の確保が困難な状況であることから、現在、学校給食の無料化に取り組む検討をしておりますが、子育て支援という観点から、国・県の制度、ほかの自治体の動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

次の4番、就学援助制度の活用については、教育部長からの答弁とさせていただきます。

次に、5点目、1番、下土田の残土問題についての現状認識について、お答えをいたします。

下土田の残土問題における畑地への復元につきましては、現状は栗が植栽されており、今後とも農地として管理されることを希望いたしております。

業者からの完了届については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

次に、2番、幕ノ内区の取り扱いについてお答えをいたします。

ご質問のように、幕ノ内区につきましては、平成23年3月31日付で新たな行政区の設立届が提出をされましたが、市といたしましては、既存の行政区を分割する理由が見当たらないことから不受理とし、話し合いによる解決をお願いした経緯がございます。現在も解決されていない状況を鑑みますと、一方のみを行政区として取り扱うことはできないと考えております。

また、問題解決に市が介入していくことも適切ではないと考えておりますので、このような状況は、市にとりましても地元にとりましても好ましいことではありませんので、一日も早い問題解決を願っているところであります。

次に、6点目、1番、ハッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業について、上下水道部長からの答弁とさせていただきます。

次に、2番、下水道料金の引き下げについてお答えをいたします。

本市の下水道は、公共下水道と農業集落排水の2つの事業に分かれており、同じ料金体系のも

とで毎月の水道の使用水量に応じて水道料金と一緒に納付をいただいているところであります。

本年1月から料金を値下げをした水道は、公営企業として独立採算制を原則として事業を行っております。一方、下水道も特別会計として一般会計から独立をしておりますが、下水道の料金収入だけでは支出が賄えず、今年度も一般会計からの繰入金を予算計上して、半分以上を頼っている状況であります。施設の更新、長寿命化対策等を考慮いたしますと、今後同様の繰り入れが必要となると見込んでおります。下水道料金の値下げをした場合、その一般会計の負担がふえることとなりますので、今の財政状況を踏まえますと、料金の値下げは難しいものというふうと考えております。

ちなみに、汚水処理区域が同じであります土浦市、石岡市と本市の平均的家庭の使用水量30立法メートルの使用料金を税抜きで比較した場合、いずれも3,900円の使用料金になりますが、本市の下水道使用料金は3,600円であり、300円安い料金設定としているところでございます。

以上でございます。

**○議長（藤井裕一君）**

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

**○環境経済部長（根本一良君）**

それでは、2点目、広域ごみ処理建設問題の1番、当市のごみ減量と資源化の取り組みについてお答えいたします。

平成27年第3回定例会におかれましても同趣旨のご質問があり、お答えしてまいりましたが、ごみを処理する前段といたしまして、ごみの減量化対策につきましては、各自治体によって、地理的条件や産業構造、人口、行政規模などの社会的要件において、それぞれ違いがございます。

当市のごみ減量化と資源化につきましては、かすみがうら市一般廃棄物基本計画におきまして、ごみ排出量20%の削減目標につきましては、平成25年度のごみ排出量1万6678トン平成41年度には1万3256トンとしており、削減率は20.52%となります。

次に、資源化率につきましては、平成25年度においては、20.3%の資源化率を計画目標年次の41年度で23%と目標値を定めたものとなります。

また、平成12年の循環型社会形成推進基本法において3Rの考え方が導入され、以来、3Rの事例を広く市民や事業所に推進させるため、広報誌、ホームページはもとより、新治広域事務組合とともに連携を図り、わかりやすい情報の発信に心がけるとともに、出前講座の開催、さらには各イベントでのキャンペーン活動による啓発に努めてきたところでございます。

3Rに基づく取り組みといたしましては、「ごみを出さない」「繰り返し使う」「再び資源として利用する」という3Rの啓発活動を行い、ごみ資源化・減量化の意識を高くすることが重要であると考えます。

今後につきましても、かすみがうら市に合った方法により、ごみの減量化・資源化を推進し、循環型社会形成の実現に向けて努めてまいります。

次に、2点目、2番、現有施設の延命化についてお答えいたします。

環境省において平成22年3月、「廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き」、さらには平成25年5月31日に閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」において、市町村単位のみならず、

広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物処理システムの強靱化等、計画的に進めていくべきであるとし、その中で必要であればストックマネジメントの手法を導入し、つまりは長寿命化を図るべきとしています。

焼却炉の耐用年数は20年から25年、長期使用の長寿命化の場合は、耐用年数はその後10年から15年と言われています。一方で、建屋が50年使用できるため、炉を改修し、長期使用したほうがよいとの意見もあります。

しかし、広域化もしくは長寿命化をする際に、財源として、国からの交付金充当を検討することになりますが、国も財政状況が厳しく、もともと交付要件の人口が5万人、または面積が400キロ平方メートルのほか、既存施設の省エネ化、削減等が満たさなければなりません。

御存じのとおり、石岡市、小美玉市、かすみがうら市、茨城町内には、3つの組合があります。仮に、それらいずれかの施設の長寿命化を行ったとしても、いずれは施設の更新をすることは逃れられないことであり、また、毎年それらの施設に維持管理のため負担を重ねていかなければなりません。行財政のスリム化を図ることが難しくなってきます。

このようなことから、広域化を図ったほうが循環型社会形成推進交付金のほか、震災復興特別交付税の活用が見込まれることにより、設備投資のほとんどが国費により賄われることとなりますので、早い段階で建設コストが回収でき、かつ維持管理費の軽減に寄与するものと考えております。

次に、広域化路線から脱して独自の長寿命化を進める他市の取り組みをどのように評価しているのかとの質問につきましては、例えば、県内の先進事例を見ますと、土浦市、牛久市及び龍ヶ崎市におきまして、長寿命化を進めている状況でございます。これらの自治体において共通して言えることは、現在の組合構成に変更がないことや単独処理の自治体になっております。土浦市におきましては、新治地区のごみ処理を視野に長寿命化を進めている状況になっております。

今後におきましては、国のライフサイクルコストの観点から、交付金を含めた広域化を生かしたメリット、将来における運営費削減に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、2点目、3番、新治地方広域事務組合と霞台厚生施設組合の二重行政についてお答えいたします。

平成27年第3回定例会及び第4回定例会においても同趣旨のご質問があり、答弁をしておりますが、新治地方広域事務組合において、ごみ処理に関して共同する事務は、「現存する施設に関する施設の設置、管理及び地域のごみ処理」であります。一方、霞台厚生施設組合で共同処理する事務は、広域化に関する検討事務と広域化施設の建設事務であり、ごみの処理など重複して実施しているわけではございません。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

次に、2点目、4番、住民不在の広域ごみ処理場建設についてお答えいたします。

これまで議会等において、住民に対して十分に公開していくことが求められておりますことから、住民の皆様に対し、市ホームページの掲載はもとより、4月に2回、上期の各戸配付、また下期には広報誌により、さらに5月の区長会総会において霞台厚生施設組合への加入と広域化による建設についてお知らせしてきたところでございます。

また、霞台厚生施設組合は、7月23日と8月7日の2回、小美玉地区と石岡地区の建設予定地

の地元住民を対象に説明会を開催し、さらに市民の意見を集約、意見を広く聞くために、管内構成市町の住民アンケート調査を実施しております。

また、議員もご出席いただいております7月26日には、小美玉市の美野里公民館において「私たちの将来のごみ処理を考える」を演題として講演会が開催されており、9月には、建設予定地の近隣住民を対象に、先進地のひたちなか東海クリーンセンターの視察、10月には、基本構想の中間報告を、全住民を対象に実施しております。

さらに、本年1月には、基本構想のパブリックコメントが実施されており、構成市町管内の全住民から意見をいただいたところです。

議員のご指摘のとおり、市民への周知・意見の集約は行政にとって重要なことでございます。今後とも、市民への周知、情報の提供につきましては、霞台厚生施設組合と情報を共有しながら発信し、市民の皆様にご理解をいただきながら進めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

次に、残土問題について、お答えいたします。

下土田土砂埋め立て現場につきましては、かすみがうら市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例（残土条例）に基づき、平成21年11月17日に許可証を交付し、平成22年7月29日に許可期間の期限が終了しております。しかし、期間満了後においても排水路施設の設置工事、3カ月ごとの土量報告及び土壌調査結果の報告、事業区域の確定等が履行されず、完了届の提出もない状況になっておりました。

これらのことから、会社及び責任者に対し、指導催告通知及び自宅への訪問を再三にわたり行ってまいりましたが、会社の実態はなく、責任者につきましても資金能力がなく、事業者による土砂埋め立て現場の問題を解決ことが厳しい状況になりました。そのような状況の中、市といたしましても、告発を前提とした警察との協議を行ってきた経過がございます。そういった中におきまして、最大の告発要件とされていた排水路施設の設置工事につきましては、平成24年9月10日に、地権者みずから費用負担による完了届け出が提出され、解決いたしました。

警察との告発に向けた協議におきましても、告発目的は刑罰を与えることより、現場の問題を解決することが目的であるとの指導があり、その告発の最大要件でありました排水路施設の設置がなされたということで土砂埋め立て現場の問題が解消されることを受けまして、告発まで至らなかった経過があります。

現在、土砂埋め立て現場につきましては、農地法において平成27年4月24日に違反是正書及び農地復元報告書が提出されていることや、地元住民との和解条件を誠心誠意、着実に履行することにより、かすみがうら市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する残土条例は終結したものと考えております。よろしくご理解のほど、お願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

私からは、4点目、総合的な子育て支援の1番のさくら保育所が現在地に設置された経過につ



いてお答えいたします。

旧千代田町においては、昭和40年代後半から昭和50年代前半にかけて公立の5つの保育所と私立保育園1園によりまして、年々増大する保育需要に対して施設の整備・拡充を図ってまいりました。

しかし、施設の老朽化や共働き世帯の増加、就業構造などの変化により、未満児保育や長時間保育など保育需要の多様化が予想される中、保育ニーズに応えるため保育施設の整備や保育内容の充実を目的に、平成5年にさくら保育所、平成7年にわかぐり保育所、平成9年にやまゆり保育所が整備され、それまでの5つの保育所から3つの町立保育所、いずれも新たな場所で統合整備されました。

さくら保育所につきましては、敷地面積4,612平方メートル、建築延べ面積1,297.98平方メートル、工期は平成4年6月27日から平成5年3月25日まで、工事請負費が3億7492万円で平成5年4月1日より定員180名として、現在地に開所されております。

以上が経過でございます。よろしく願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

○教育部長（飯田泰寛君）

4点目、4番、就学援助制度の徹底した活用への取り組みと拡充についてとのご質問にお答えをいたします。

就学援助制度につきましては、経済的な理由により小学校・中学校に就学することが困難であると認められる児童及び生徒の保護者に対して必要な援助を行うものでありまして、子どもたちが安心して就学できるよう、対象となる保護者の皆さんには、制度を活用していただきたいというふうを考えているところでございます。

これまで議員からは、たびたび就学援助制度の周知が不足しているというご指摘をいただいております。ホームページへの認定基準となる収入の目安を掲載したり、児童生徒の全家庭へ制度の案内チラシを配付するなど、周知に努めてきたところでございます。今年度は新たな取り組みといたしまして、新入生の保護者説明会において制度の概要を説明するチラシを配布し、概要を説明させていただきました。

今後も制度の周知に努め、利用の促進を図ってまいりたいと考えております。

また、制度拡充についてのご質問もございました。現在、近隣自治体の実施状況を調査をしている段階でございますが、導入事例を見かけないことから、本市においては慎重に判断していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

[上下水道部長 田崎 清君登壇]

○上下水道部長（田崎 清君）

八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業について、当市の水道事業計画（水道ビジョン）と県マスター

プランとの整合性についてお答えをいたします。

本市水道事業ビジョンにつきましては、厚生労働省から全国の水道事業者に対して30年後、50年後の将来の水道のあるべき理想像を、「安全」「強靱」「持続」をキーワードとした基本構想を策定しているものでございます。

ご質問の八ッ場ダム事業、霞ヶ浦導水事業と事業計画につきましては、水道事業の基本となる水道水源の安定確保という点で関連するものでございます。平成41年度までの水需要予測を行っておりますが、県の水マスタープランにおける水需要予測と本市の実績値とは乖離しておりますので、検討が図られていくものと思っております。

本ビジョンにおきまして、地下水源の確保と、八ッ場ダムにかかる県西用水と、霞ヶ浦導水事業にかかる県中央用水からの受水を、水道水源の3つの柱としております。この中でも地下水は採水量の許可が必要とされておりますが、県水に比べ安価でありますし、東日本大震災災害時のように、県水受水ができなくなった場合の非常用水源として必要なものでございます。

現有の取水量の確保を図りつつ、事業の進捗状況を注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それでは、入札制度の問題について質問いたします。

今回、今私は、予定価格の事後公表をするべきだというふうに言ったんですが、その質問に答えておりません。適切な入札制度をやりますよということだけでありますから、きちっと答えてくれますか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

現在行っており、事前公表で進めております。今の制度は透明性を高める上で一つも問題はないうというふうに考えておまして、引き続き進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

問題があるからこういう提案をしているわけです。国のほうも、この予定価格の事前公表については問題だというふうに指摘をしています。平成26年9月30日の閣議決定、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針というのがあるんですが、これは御存じですか、総務部長。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

私の手元では、平成26年10月22日に、総務大臣、国土交通大臣が発出をしております公共工事の入札及び契約の適正化の推進についてという通達が届いております、これに基づいて執行を

しているような状況でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

ですから、それには何て書いてあるんですか。予定価格の問題について。最低制限価格についても書いてあるでしょう。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

この中で、低入札価格調査の基準価格等の公表時期の見直しというタイトルの章の中で、事前公表、予定価格の事前公表についても、いわゆる継続的に措置に努めるべき事項として検討をするよう記載はございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

きちっと読んでもらわなければだめですよ。国の方針は、最低制限価格の事前公表は、弊害が生じるので取りやめること、予定価格の事前公表も同様の弊害が生じかねないので、その適否を十分に検討すること、これを求めているんです。

閣議決定については、より明確なんですね。予定価格については、入札前に公表すると予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高どまりになること、建設業者の見積もり努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること、低入札価格調査の基準価格または最低制限価格を強く類推させ、これら入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないことなどの問題があることから、入札前には公表しないものとする、こういうふうにはっきり書いてあるんですよ。どうなんですか、全く検討していないじゃないですか。この閣議決定とこの指針についてどのように判断していますか。市長、どうですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

制度の詳細、私も詳しくはわかりませんが、現在、この市で行われている入札制度につきましては、公平性とか透明性とか中立性とか、しっかりと守られているというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

指針についてどう考えているんだというふうに言っているんじゃないですか。これは国交省の入札契約適正化の指針のための改正についてという資料まであるんですよ。ここに入札予定価格については、もう透明性、不公平性の排除、予定価格、調査基準及び最低制限価格は、契約締結後の公表とするというふうには、ちゃんと書いてあるんですよ。

そして、予定価格等の事後公表についてどのような問題があるかという図示までしているんですよ。つまり、最低制限価格のところはずっと寄っちゃうんですね。それから外れる業者もいるということで、非常にこれは問題だということを描いているんですよ。ですから、今私が言ったように、この問題については基本的には最低制限価格及び予定価格については、公表しないということが基本だということなんですよ、どうですか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

私の理解といたしましては、まずその最低制限価格の事前公表、これは議員がおっしゃるように入札価格がそこへ寄ってしまうと、こういうことがあるので取りやめると通知にありますし、その上で予定価格についても同様の弊害が生じかねない等の問題があるということがあれば、事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うことという指示でございますので、現状ではそのような弊害が事前公表においては生じていないというような判断、また、この事前公表を行うに当たっては、特に留意する点といたしまして、予定価格を聞き出そうとする入札を自由な競争を害しようとする行為や外部からの不当な働きかけ、口利き、こういったことが発生しにくい手続として、十分な制度を排除措置を徹底しなければならないというようなことから、そういうような弊害を危惧している点もございます。そういう点を総合的に考慮いたしますと、現在の事前公表の形が適当ではないかというふうに判断をしているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

適当でないということなんです。実際に、無効というのはあるでしょう、最低制限価格からの。つまり、予定価格を公表するから、一応最低制限価格の計算式を出しているというふうに言われていますよね。すばらしいコンピューターを持っているところがあるというふうにも言われている。これまさにコンピューターだというふうに言って、もう情報が漏れているんだというふうな業者の方もいらっしゃるんですよ、そういうふうに証言する方が。だから、皆さんも御存じのように、もう連続しているでしょう、9月18日も無効が多かったですね。それから、10月26日も無効が多いでしょう。それから、11月27日も無効ですよ、無効だらけですよ。こういう実態がある。

それから、まともに積算しない、これで屋内プールの問題が出たんじゃないですか。積算業者のミス、あれだけじゃないですよ。大体、屋内プールに天井にある電球が14個なのに、2個だというふうにしき書いていない、これをそのまま計算して図面も見ない。これは談合に近いというふうに思われてもしようがないですよ。

ですから、こういう実態をきちっと見なければ、本当に積算業務を真剣になってやっているかということのあらわれだと、そのことを私は言っているんですよ。調べると、美並小学校の増改築、それから屋内プール、それから北中学校の大幅改修、この3つがありましたが、最初の入札のときには、三共が入って、三共とエム・テックとコスモ綜合が3社入っているんですよ。そう

したら、そのときに三共建設が増改築を落札したんですよ。その次に、エム・テック、これは共同で屋内プールをやりましたが、成島建設でしたっけ。一緒にJVでとったわけでしょう。電気工事屋さんが電球の数もろくに数を数えない。もうびっくりぽんですよ。

それから、エム・テック、それが今度は鈴木林業とJV組んで落札したんでしょう。最初に入札した3社が、きちっとすみ分けしているんですよ。そういうものも、きちっと厳しく見なきゃいけないんですよ。だから、本当に甘い。入札について、これは政官財の癒着構造につながるから問題なんですよ。だから、私は指摘をしているんですよ。改めて、この入札の予定価格の公表は、この通達、通知、それから閣議決定に基づいてやめるように、要請したいと思いますが、市長、どうですか。再度。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

現在、県の状況等もちょっと私も調べてみましたらば、事後公表だけでやっているところは約1割でございます。そういった状況がございます。

それから、私ども、ある意味で本市の入札については競争力も十分に働いていると私は理解をいたしております。そういう中で、現在の段階で変える予定はないというふうに考えてございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

そういう答弁になるだろうなと思っていましたよ。本当に入札制度を変えようと、そういう意識はないということがはっきりしたということだと思います。

○議長（藤井裕一君）

ここで暫時休憩します。約10分間休憩します。

休 憩 午後 3時44分

---

再 開 午後 3時59分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

広域ごみ処理施設建設について、再質問をいたします。

国の循環型社会形成推進基本計画では、家庭系ごみを平成32年度、一人当たり500グラムとしている。これに照らせば、平成41年度の目標値は500グラム以上を超えていますから、目標自体をやっぱり見直すことが必要なんですよ。徹底的なごみの減量化という点では、目標が低過ぎる。かすみがうら市としてのというような枕言葉をつけましたが、逆に、大胆に打ち出すということが必要だということですね。

それから、資源化率についても、この前も紹介いたしましたし、市議会の皆さん、私を除いて、

福岡県の大木町に行かれたと思います。ここの大木町は資源化率が62.9%ですよ。人口10万人未満では4番目。参考に、かすみがうら市はどのぐらいか。19.2%ですよ。このように、徹底してこういうごみの分別、分け方というのをやっていく、これを市民の皆さんと一緒にやってつくり上げていく、これがまちづくりなんです。そして、無駄に税金を使わないで、ごみの減量と資源化を図っていくと。既に、土浦では、生ごみ、それからプラスチックも同じように仕分けをする。生ごみについては、日立の環境クリーンセンターでしたっけ、そこにバイオマスタウン構想でメタンガス化をしている。そういう中で、この前も紹介しましたが、10月号の土浦広報で、もうかなり減量化されているわけですよ。もう可燃ごみが25%減っちゃっているんですよ。同じような取り組みが土浦でできて、何でできないのか。ここに大きな、このごみの減量、資源化に対する取り組みの姿勢が、このかすみがうら市の問題点としてあるということだと思います。

この読売新聞にも、いろいろ分別、生ごみ量想定を越すという記事がございます。この記事についてもいろいろ書いてありますが、市の環境衛生課の課長は、市民の意識の高さが生ごみの減量、この教室、これまでやってきた各種啓発事業や呼びかけの効果が期待以上にあらわれたというふうに述べているわけですよ。

やはりこういう点で、当市の取り組みがおくれている、そして、広域で燃やせ、燃やせというふうに突っ走っていると、税金の無駄遣いだということをおっしゃるを得ません。

現有施設の延命化について、平成9年5月、いわゆる1997年に国のダイオキシン対策のためと称して、広域処理による大型焼却炉建設、この推進を各市町村にごみ処理広域化を通知したと。その後、茨城県が平成10年、1998年ですが、4月に、このごみの広域化計画を作成して、この10ブロックのうち土浦を含めたこの広域化を進めるような方法をやってきたわけです。それに従っているというふうに言ったわけでしょう。国や県、言いなりでやっていますよというふうにはっきり言っているわけですよ。言いなりには言いませんが。

しかし、その後、2000年に循環型社会形成推進基本法が策定されたんですよ。つまり、その後に差がある。リユース、リデュース、リサイクルというのが本来のごみのあり方、これが打ち出されたんですね。だから、国の広域化、先にあり気ではないということなんです。

その後、2010年、平成22年3月に民主党の政権下で、国が長寿命化計画へと進んだわけです。この長寿命化計画を受けて、土浦とか牛久とかつくばとか、あらゆるところで長寿命化という、そういう視点で進められたというふうに思うんです。

ここで、どういうことを書いてあるかということ、廃棄物処理施設全体の耐用年数の延長を図ることは、逼迫する地方自治体の財政に対して効果的であると同時に、資源エネルギーの保全及び地球温暖化対策の観点からも強く望まれる、立派なことを書いているんですよ。だから、こういう延命化という方向が出されていたんです。広域化というのは、循環型社会形成推進基本法の前なんです。そこを見誤ってはだめだということなんです。

市長は、これはパネルですが、3市町による新たな広域ごみ焼却建設じゃない、これについては、現有施設を修理して使えと、82%、私も紹介しました。これについて、2月1日に、新治広域事務組合の議会で質問をしました。そうしたら、市長は、「管理者としてかすみがうら市民の回答82%が、現有施設を改修し長持ちさせて使うとの結果であったということでございますが、公共施設を大切に使うと、物を大切にすることにつきまちは大変すばらしい考えである

というふうに考えております」、こういうふうに答弁したんですよ。ですから、長寿命化計画の観点からも、こういういわゆる逼迫する地方財政の財政、効果的であるという長寿命化、こういう観点から長寿命化手引きによる検証は必要だというふうに思いますが、市長、改めて答弁願えますか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

今回、広域を判断した過程において、決して長寿命化を検討しないとか、それから新治を使わないとか、そんなことを頭からやったわけではございません。客観的な状況の中、総合的に判断をして、市民が将来まで負担を少なくどういった形でできるだろうかという中で、現在の広域の判断をしたことでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

具体的に新治広域事務組合でも精密度調査だって問題にないわけですね。それに対して、単独の問題も含めて協議をしていない。それら具体的な精査もしていない。調査もしていない。何もしていないんですよ。それが問題だということなんですよ。新治地方広域事務組合と霞台の二重行政について、私はどういうことが問題かというふうに言ったじゃないですか。解散に向けた3市の合意がなされていないと。これ、質問に答えていないでしょう。解体費用や財産処分など具体的な内容を示さずに、新たなごみ処理広域化に突っ走ることは問題だというふうに質問しているじゃないですか。これに答えていないでしょう。金曜日に、もうこの原稿を渡しているんですよ。ちゃんと答えなくちゃ。何のために原稿を先に渡しているんですか。

そういう意味では、新治地方広域事務組合の管理者として、きちっとした答えを出してください。答弁してください。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 4時09分

---

再 開 午後 4時12分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

ご質問の内容は、基本的に広域の内容でございます。広域の議会の中でも佐藤議員も当然出ておりまして、お答えをしているとおりでございます。

基本的に、固定資産税等の整理につきましては29年度実施をするということでございますし、3市の基本的な考え方についても統一をしている、合意をしていることございまして、詳細に

つきましては、ここの場ではそれ以上の答えは差し控えさせていただきたいと思っています。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

私、時間がないから、今の件についてはいろいろ言いません。本来であれば、きちっと答えなければいけないんですよ。だって、ああいうふうに質問書を出しているんだから。

それから、ダブルスタンダードについて、霞台厚生施設組合議会では、ごみ処理の予算も含めたものなんですよ。ごみ処理業務に対する質問はできないんですか。実際には、予算案は一体で採決しているわけでしょう。そういう意味では、ダブルスタンダードになっちゃうんですよ。本来は新たな組織を立ち上げて審議する。これが筋なんですよ。だから、そうすれば、そこに負担金があれば、みそくそ一緒にならないんですよ。私はそのことを指摘したい。

これは答弁求めると時間がかかりますから、別にします。

それで、住民不在のごみ広域の建設なんですけど、これは一昨年の6月の定例議会に岡崎議員の一般質問で明らかにされたんですよ。それ以前には、議会にも一切報告されていない。新治広域事務組合でも議論はされていない。このことは何回も確認をしています。

これを見てください。これは、市長選挙で用いられたチラシなんですね。これ、配られました。私のところに来ました。かすみがうら市にお住まいの皆さんへということ。「かすみがうら市民の負担増は避けられず」となって、かすみがうら市を考える会というふうに書いていますね。

ここに、問題なんですよ、随分。どういうことが問題かということ、実際には宮嶋市長の独断により、広域のごみ処理検討会から離脱したと、これが6月の一般質問の中で明らかになりましたというふうに書いて、平成31年度末で土浦、石岡、かすみがうら市のクリーンセンターは、協定期間（耐用年数）が満了となります。すなわち使用不能となります、こういうふうに書いてあるんですよ。おどしじゃないですか。使用不能だよ。

そして、この単独で整備した場合の問題点として、単独でごみ処理を建築した場合は約44億円、共同する施設をつくった場合は、かすみがうら市負担は16億円。したがって、処理施設を単独整備すると約28億円高くなりますというふうに、こういうふうにしたチラシを各戸に配ったんですよ。

ですから、事実と違うでしょう。このときだって、私はその後、12月ですか質問をしましたけれども、この根拠だって薄いじゃないですか。トン当たり9500万ですよ、この金額。そして、いわゆる循環型社会形成交付金という交付金、2分の1、手当できるみたいに書いてあるんですよ。これ批判して答えられなかったでしょう、環境経済部長は。いろいろ詰めると、広域の組合、いわゆる広域事務組合から教えてもらったというふうに言ったじゃないですか。このような、今データがころころ変わるんですよ。トン当たり幾ら、トン当たり幾らって、だんだん変わってくるじゃないですか。今度だって、今トン6000万円が6800万円になるんですよ。そして、新たにマテリアルリサイクル工場を22億円で作るというわけでしょう。合計で、設計、管理、その他もろもろ入れると172億だ、これには解体費用が入っていませんよ。関連施設整備も入っていません。中継ステーションも入っていません。いろんなものが入っていない。今度は、最終処分場までつくろうというようなことまで考えているふうに見られる。いつ、どこまで膨れ上がるかわからな



い。これでいいのかと私は言いたいですよ。

いずれにしても、私が言ったように、岡崎議員の質問というのは、そういう意味ではほんの一部の答弁だけで、この決議を上げたというところでは、私は政争の具にしてはだめだというふうにして反対したんですよ。政争の具になったでしょう、皆さん。そういう意味では、前回の市長選挙だって僅差なんです、僅差。多くの市議会議員の皆さんは坪井現市長を応援したかもしれません。でも、得票差は幾らかというと、1,200票ぐらいじゃないですか。1,197票だ。こういう問題があるわけです。

そして加えて、市議会議員選挙では、私が言ったように、こういう選挙公報、選挙公報を持ってまいりました。1月25日投票であります、ここには、私はしっかりと、新たな無駄遣い、広域ごみ処理場建設ストップ、こういうふうを書いてあるんですよ。あとは皆さん、何も書いてないですよ。

**○議長（藤井裕一君）**

佐藤議員、ただいまの質問は通告の範囲を超えておりますので、注意をしていただきます。参考文献等の朗読等は、基本的には許されません。

**○11番（佐藤文雄君）**

何、参考文献、朗読等。

いずれにしても、こういう実態があると、いちいち発言規制をする、そして30分短くする。本当に今の議長は、私は問題だと、今指摘したいと思います。

それから、霞台のほうでアンケートをやりました。これはたかが3,000通なんです。構成人口は20万。1月22日から2月11日まで行ったいわゆる基本構想、このパブリックコメント、これが霞台厚生施設組合の議会に配付されました。それを私は、これを読ませていただきましたが、市長、副管理者として、このパブリックコメントをまとめた資料はお読みになりましたか。

**○議長（藤井裕一君）**

市長 坪井 透君。

**○市長（坪井 透君）**

詳細ではないんですが、いただきまして、さっと目を通させていただきました。

**○議長（藤井裕一君）**

11番 佐藤文雄君。

**○11番（佐藤文雄君）**

さっと目を通しただけだって、もう圧倒的に3Rの「推進」というのが多いんですよ。そして、新施設についても長寿命化を検討しようというのが圧倒的です。時間がないので、この中で問題なのは、ごみステーションの問題が言われているんですよ。どういうことかということ、茨城町は、霞台に行くとも物すごく遠くなる。そうなると大変だということなんです。これは逆に、茨城町の町長を初め、組合議員の皆さんも中継所がなくては困ると、はっきりした答弁が欲しかった、こういうふうにしたそうでもありますよ。プラスチックもどうするかも決まっていない。プラスチックは混焼する、いわゆる混ぜて燃やすと大変なことになるんですよ。高温でやればやるほど、違う有害な物質が出る。これが今現代のごみを考えるに当たっては大切なんですよ。だから、ごみをいかに減らす、燃やさないようにするかというのが大原則。

あと、今言いましたように、もう一つ、これおもしろいというか、小美玉市の議員が成田富里いずみ清掃工場を視察しました。そしたら、この成田富里いずみ工場は、212トンだそうです。平成24年に完了しました。その建設費は93億円。ここで発電設備もあるんですよ。最大能力は3,000キロワット。おかしいですよ。一方では142億円だとか言っていて、こちらは132億円か、これが93億円ですよ。ですから、いろいろな問題があるということです。

時間がないので、こういうふうにあべノミクスじゃないですけども、ごみの焼却施設の政官財の癒着、業界団体幹部に国会議員、天下り官僚、こういうふうにならなくともこのごみ処理の施設、プラントメーカーが自民党へ献金しているんですよ。公取でも指摘をされたわけでしょう。こういうふうにならなくともという事実もあるわけですよ。

加えて、今回、平成25年から26年度までの調査で、100トンから300トン、建設単価を調べた。基本構想にあるでしょう、136ページ。しかし、その中で全部このプラントメーカーを見ると、いわゆる全国都市清掃会議傘下のグループなんですよ。協賛団体なんですよ。ですから、談合体質だと言っているんですよ。この基本構想を請け負ったエイトも入っています。そういうことで、非常に問題だということがありますし、新たな広域ごみ処理建設というのは暴走しているのではないかというふうに、私は思います。

私もアンケートで建設の是非は住民投票でというふうに皆さんにアンケートをしたら、賛成が73%、反対が17%、こういう圧倒的に建設の是非を住民投票で問えというのが声であります。

そういう意味で、市独自のアンケート、こういうものをとる気はありませんか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

これまで議会でも十分御議論いただいて、そういったご判断をいただいております。

そういった中で、今後はどう具体的に進めるかという作業に入ってくるわけでありまして、やるやらないのアンケートの必要は、私はないというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

そういう意味では、住民目線よりも議会が優先、同じようにまた振り出しに戻ったなというふうに思います。私は、ごみ焼却建設問題を考える市民連絡会という、こういうメンバーと一緒にあってこの暴走にストップをかけるように頑張りたいと、そして、残り5分ですので、さくら保育所の問題について質問をいたします。

そして、まず、さくら保育所。子育て応援、未来のために。保育を受ける権利を尊重し、安心な子育てを応援します。これは坪井さんの5つのうちの1つ、これが公約です。ここにきっちりと廃止時期を決定することは、その合意のもとに約束します。新設された民間保育所に対しては、保護者の不安を解消するために、みずから積極的に説明を果たすよう指導をします。公立保育所の役割を見直し、障害児保育、短時間保育、保育時間の延長などを進めます。こういうふうになっているんですよ。これをほごにする。これは、私は許せないというふうに思います。

時間がないので、この新婦人かすみがうら支部への回答でも、これは2014年6月16日付

でございますが、さくら保育所の件でも、この請願に基づき、基本的には保育を受ける権利を尊重し、現在入所している保護者の合意に基づき、廃止の時期を決定すべきと考えております。

なお、これらの合意が得られたとしても、待機児童が発生する場合、さらなる検討が必要であります。また、私は、障害児保育、一時保育、保育時間の延長など、行政が行うべきと考えております。よって、これらの政策を進めるためにも、これらを総合的に判断し、場合によっては公立保育所のさらなる廃止やあり方を見直す時期であるとも考えております。こういうふうに言って、選挙戦を戦ったということは事実であります。それを無視して、保護者の声を、父母の会の声も全く無視する。これは実際に問題なのは、事実と違うことを言っていることもわかりました。もう国や県、国からの補助金がなくなったんだ、金がないんだというふうに言うでしょう。これ、一般財源化されたんですよ。これが実際にはきちっと質問主意書がありますね。この質問主意書でも、公立保育園の運営について一般財源化にする影響、この質問主意書が中根さんから出ています。このときにも、きちっと基準財政需要額に算入することによって適切に対応しているというふうに言っております。保護者の皆さんからは、さまざまな意見をいただきました。その意見の中でも圧倒的に、市長のこの突然の閉所の通知は納得できない、こういう声が圧倒的であります。時間がまいりましたが、実際には借地の問題、なぜ借地にさくら保育所にしたのかというのも、本当はきちっと明確に答えていただきたかったと思います。

また、再び6月議会でこのことについてはただしたいと思います。

以上です。

#### ○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君の一般質問を終わります。

佐藤議員、席のほうにお戻りください。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、明日3月3日、定刻から引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 午後 4時33分